

第百二十三回国会
衆議院

厚生委員會議錄第七号

平成四年四月十五日(水曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 牧野 隆守君

理事 栗屋 敏信君

理事 平田辰一郎君

理事 網岡 雄君

理事 遠藤 和良君

伊吹 文明君

小沢 辰男君

岡田 克也君

木村 義雄君

鈴木 俊一君

戸井田三郎君

丹羽 雄哉君

三原 朝彦君

藥瀬 進君

山口 俊一君

小松 定男君

清水 勇君

仙谷 由人君

竹村 幸雄君

土肥 隆一君

石田 祝稔君

児玉 健次君

江田 五月君

出席國務大臣

厚生大臣 山下 徳夫君

出席政府委員

厚生大臣官房審議官 山口 剛彦君

厚生省健康政策局長 古市 圭治君

厚生省保健医療局長 寺松 尚君

委員外の出席者

内閣総理大臣官房参事官 井上 達夫君

環境庁企画調整局長 長谷川正榮君

環境庁企画調整局長 熊谷 道夫君

環境庁水質保全局長 木下 正明君

染・廃棄物対策室長 飯村 敏明君

法務省訟務局行政訟務第一課長 飯村 敏明君

法務省入国管理局入国在留課長 小山 潔君

外務大臣官房領事移住部外国人課長 宮下 正明君

文部省体育局長 石川 晋君

農林水産省食品流通局企業振興課長 高橋 徳一君

通商産業省立地公害局環境政策課公害防止指導室長 湯本 登君

通商産業省基礎産業局鉄鋼業務課長 越智 謙二君

運輸省港湾局環境整備課長 門司 剛至君

建設省建設経済局建設課長 風岡 典之君

自治省財政局調整室長 林 省吾君

厚生委員会調査室長 高峯 一世君

委員の異動
四月十五日

伊吹 文明君

衛藤 晟一君

小沢 辰男君

沖田 正人君

五島 正規君

菅 直人君

補欠選任
柳本 卓治君

渡海紀三朗君

木村 義雄君

仙谷 由人君

時崎 雄司君

江田 五月君

補欠選任
小沢 辰男君

衛藤 晟一君

伊吹 文明君

沖田 正人君

五島 正規君

菅 直人君

四月十三日

公的年金制度改善に関する請願(草野威君紹介)

(第一三三七号)

同(小沢和秋君紹介)(第一三三八号)

同(金子満広君紹介)(第一三三九号)

同(木島日出夫君紹介)(第一三三〇号)

同(児玉健次君紹介)(第一三五二一)

同(佐藤祐弘君紹介)(第一三五二二)

同(菅野悦子君紹介)(第一三五三三)

同(辻第一君紹介)(第一三五三四)

同(寺前廣君紹介)(第一三五五五)

同(東中光雄君紹介)(第一三五五六)

同(不破哲三君紹介)(第一三五五七)

同(藤田スミ君紹介)(第一三五五八)

同(古堅実吉君紹介)(第一三五五九)

同(正森成二君紹介)(第一三六〇号)

同(三浦久君紹介)(第一三六一号)

同(山原健二郎君紹介)(第一三六二号)

同(吉井英勝君紹介)(第一三六三三)

同(外三件員沼次郎君紹介)(第一四四七号)

同(横崎弥之助君紹介)(第一五〇六号)

看護婦確保法の制定に関する請願(小澤克介君紹介)(第一三六四号)

同(馬場昇君紹介)(第一三六五号)

同(倉田栄喜君紹介)(第一四四九号)

同(佐藤敬治君紹介)(第一四六〇号)

同(外一件(水田稔君紹介)(第一四六一号)

福祉制度、最低基準の抜本的改善と福祉人材確保対策の確立に関する請願(児玉健次君紹介)(第一三六六号)

より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願(東順治君紹介)(第一三六七号)

同(菅直人君紹介)(第一四二三号)

同(大野由利子君紹介)(第一四六二一)

柔道整復師制度の強化充実に関する請願(外一件(東順治君紹介)(第一三六八号)

同(大野由利子君紹介)(第一四二四号)

国立腎センター設立に関する請願(岡田克也君紹介)(第一三六九号)

カイロプラクティックなど医療類似行為の取り扱いに関する請願(渡辺栄一君紹介)(第一三七〇号)

同(尾身幸次君紹介)(第一四二五五)

同(渡辺栄一君紹介)(第一四二六六)

同(木部佳昭君紹介)(第一四六三三)

同(熊谷弘君紹介)(第一四六四四)

同(外一件(佐藤謙一郎君紹介)(第一四六五五)

看護職員をはじめとする保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願(菅直人君紹介)(第一三七七一)

同(菅直人君紹介)(第一四三二一)

腎疾患総合対策早期確立に関する請願(石井一

処理業者によります施設整備費が三兆七千億円程度になるといふように試算をしております。このうち、本法案の振興財団の債務保証により、少なくとも一割程度の施設について整備を促進することができるとはいないかというふうに考えております。

具体的な施設整備計画は、法律が制定されました後に細部の検討が行われ、それをもとに審査することになります。現在第三セクター等によります産業廃棄物の処理施設を一群の施設として設置する計画が複数あることから、年間五ないし六件程度の特定施設の整備計画の認定が行われるものと見込まれております。この法律に基づきます措置によりまして、産業廃棄物処理施設に対する周辺住民の理解の向上が図られることによりまして、改正産業廃棄物処理法によります規制の強化と相まって、産業廃棄物処理施設の整備が推進できるものと期待をしております。

○鈴木(喜)委員 今のお話、雑音も多くてちよつとよく聞き取れないところもあるのです。静かにしていただきたいと思うのですが、この問題について今伺ったのは、こういうことで産業廃棄物というものの処理が促進されて、どのぐらい少なくなるかということについて具体的に数字を挙げていただきたい。細かいことはいいのですけれども、約どのぐらいであろうとか、例えば三億トンが五億トンにふえるというものをどのぐらい食いとめることができるのか、そういうことについてどのような見通しを立てておられるのかということをお伺いしますが、それについてのお答えではなかつたように思ふのです。

○小林(康)政府委員 産業廃棄物を減らすこと、排出の抑制につきましては総合的な施策で進めることとしておりまして、この法律は、出てまいりました産業廃棄物を資源化、再生利用し、あるいは焼却、埋め立て等の処理をするという施設整備の部門を促進しようという法律でございます。

廃棄物処理業者によります施設整備のうち、約一割程度を担う役割というのを見込んでおるところでございます。

○鈴木(喜)委員 このような、約一割のものがこれによって推進されるというふうに伺つてよろしいわけですね。

そうすると、これについてどのぐらい国が関与されるのかということ、財政融資のほかに事業振興財団をつくる。そこへの国庫補助というものもなされていくように聞きますけれども、一体どのぐらいのお金を国から予算として当年度も考えておられるのでしょうか。

○小林(康)政府委員 この計画を支援いたしますために振興財団を指定いたしました。振興財団で債務保証等を中心に事業を行うわけでございまして、この債務保証の基金の造成に對しまして、今回の予算で国の支援一億円を見込んでおります。五年間で十億円を支援するという全体の見通しのもとの一億円でございます。

融資の方の予算措置に關しましては、N.T.T. Cタイプの融資につきましては、総枠は決まっておりますが、内訳は決まっております。無利子融資が六百億円、低利子融資が四百億円及び日本開発銀行の特別融資が七百二十億円でございます。この枠の中で対応をすることが認められたという状況でございます。

○鈴木(喜)委員 かなりのお金を投与されて、これによって産業廃棄物の処理というものが促進される。一割程度ということ、これで済むのかな、もう少し見通しというものははっきりしたものを立ててなさなければいけないことだらうかなというふうに思ひます。しかし、これについてしっかりと見通しを立てつつも、この廃棄物処理ということについての行政のこれからの運営というものに大きな期待をするわけでございします。

この特定施設の設置者には、今言つたような財政の融資以外に税制上の措置もされるわけですが、どの、どのような措置をどのぐらいされるのでしょうか。

○小林(康)政府委員 税制上の優遇措置といひましては、特定施設の整備計画の認定を受けたいわゆる認定事業者がその認定計画に従ひまして整備を行います公害防止設備について、初年度二〇%の特別償却が認められております。通常は一八%のところ、二〇%という優遇措置でございます。

二点目は、認定事業者が特定周辺整備地区において認定計画に従つて整備をいたします特定施設の用に供する土地について、特別土地保有税を非課税とする措置を講じております。

三点目は、認定事業者が特定周辺整備地区において認定計画に従つて整備をいたします特定施設について、事業所税の資産割及び新增築分を非課税とすること、以上のような税制上の優遇措置を講ずることとしております。

○鈴木(喜)委員 そうすると、処理業者の人たちがこれから開発するのにも、かなり税制上の優遇措置がとられるということですね。

これで振興することは非常にいいのですけれども、こういったセンターその他のものについての整備計画を認定するのは、主務大臣が認定されるということですね。この整備計画の認定ということについて、業者においては認定を獲得すればかなりの程度融資は案になるし、また税制上の優遇措置もあるということですから、これを獲得するため非常に大きな働きかけ等があると思うのですけれども、これについての絞りについて、主務大臣たる厚生大臣その他については設置に当たってはどのような形をとられるのか。また、廃棄物処理法で施設の設置の許可ということで、これは前の法律ででき上がっている絞りでございますけれども、それと今回の整備計画の認定というものの間の関連はどのようになされているか、その点について伺いたいと思ひます。

○小林(康)政府委員 整備計画の認定につきましては、法律の第五条の中に認定の基準を定めております。基本方針に照らして目的を達成し、機能を発揮させるため適切であること、それから事業

を確実に遂行できること、それから産業廃棄物処理計画に適合するものであること、それから特定周辺整備地区におきまして、その整備の方針に照らして適切なものであること、このような基準が定められておりますので、この基準に従ひまして審査をし、認定をするということになるかと思ひます。

それから、廃棄物処理法の方では、施設の設置許可を要するということにしておりますが、法律に基づきます整備計画の認定といひますものは、支援措置を講ずるといふ観点からの行為でございまして、廃棄物処理法の方の処理施設の設置の許可といひますものは、生活環境保全にかかわります技術上の観点から、都道府県知事等によつて行われるものでございします。両者の審査の主体及び審査の内容というのは異なつておるわけでございしますが、双方密接な関係がございします。この計画に基づきまして施設を整備いたします場合には、双方の認定と許可をとるに取得することが必要、こういう制度になっております。

○鈴木(喜)委員 廃棄物処理法の許可と主務大臣の計画の認定と、この二つを兼ね備えなければ廃棄物処理センターその他の廃棄物処理業者の計画も成り立つていかないし、運営ができません、そういうふうな今伺つたので、一応この二つは安心をいたしました。

このようにときに、センターというのは、例えば全国の各地に広大な土地のある部分に設置することが多いと思うのですけれども、そういう場合には、例えば東京都排出する産業廃棄物、こういうものをどの県にも持つていって、その県の処理のあるところで処理をするという形になると思うのですが、他の道府県の中では、他県からの産業廃棄物の流入というものは規制をしていて、そういった自治体も多くあるのだらうと思うのです。それとこの特定施設でそこにつくつた場合との関連はどのようになるのでしょうか。

○小林(康)政府委員 この法律に基づきます特定施設は、国の手厚い支援措置あるいは地方公共団

体の周辺の公共的整備というような支援措置を受けてのものとございますので、公平性、公開性ということが大変重要というふうに考えております。

現在、都道府県によりましては、要綱等を定めまして事前協議制を行っているところもあるわけでございますが、このような広域的な移動状況から考えまして、この法案におきまして、産業廃棄物の処理施設の設置促進のために、整備計画に對します主務大臣の認定制度、緑化施設等の周辺整備施設の整備、都道府県によりまして特定周辺整備地区の指定と公共施設の整備、処理施設の建設費用に對します振興財団が行います債務保証等によりまして支援などの措置を講じておるところでございます。

これらの施策によりまして産業廃棄物処理のモデルとなるような施設の整備が進められまして、産業廃棄物の処理全体のレベルアップが図られることにより産業廃棄物処理施設の信頼性が向上をし、現在都道府県が要綱等によって流入規制等を行っておりますという背景の解消に役立つ、円滑な廃棄物の処理に資するものになるというふうに考えております。

○鈴木(喜)委員 実態的に資するかどうかということについての判定といえますか認識、そういうものはそれぞれの各自自治体の方でこれが本当に資するかどうかということを見るわけで、この法律によりまして、その廃棄物のモデルとはいえずけれども、最終的な処理までをすべてその地区の中でするような形になっているわけですね。

中身としては幾つかに分けられますけれども、一般の最終処分場であれば、安定型最終処分場であれば余り問題はないかと思えますけれども、環境に影響を及ぼすおそれのあるようなものとしてやる管理型最終処分場とか、著しい影響を及ぼすおそれのある遮断型最終処分場とか、こういうものについても、その最終処分場でもこの今の施設の中では、特定施設という中では行われるわけでございますから、なかなかそれについても、各自

自治体の中で、通常であればこれを受け入れるわけにはいかないというふうな意見が多く出されることとあるのではないかと思ふのです。

その点について、県の方をもう既にこれで、大臣からの認定があればこれによってどんどん進める、切り捨て御免ということを進めてしまふ、こういう立派な施設であり、これは全体の地域にも資する大変いい影響のあるモデル的なものであるから、これは大丈夫なのだとということとしてしまふということに最終的にはなるんでしようか。自治体との意見が合わなくなった場合ですけれども。

○小林(康)政府委員 計画の認定に当たりまして、都道府県知事及び都道府県を通じての市町村の意見を聴取するという制度になっておりますので、地元の状況あるいは意向等は十分聞き、その意向を尊重する形での判断をする、こういう制度になっております。したがって、お話しございましたような地元の意向といふものは、十分考えながらの運用を心がけていくことにしておるところでございます。

産業廃棄物、広域的に移動し、今後ともある程度の距離の移動を伴いませんと適切な処理ができないという状況にございますので、そうした状況と施設そのものの安全性、信頼性を高め、周辺整備も兼ね備えるという行き方で施設の必要性、その安全性に對する信頼を関係者の間で理解と協力を得ながら進めていくべき計画というふうに考えております。

○鈴木(喜)委員 このあたりのことについては、かなり前に質問がたぐさんなされてるところですけれども、重ねてやはり伺っておかなければならないと思ひます。

今の認定に意見聴取ということがある。聞くところによりまして、意見を聞かなければならないというところは六条の中に書いてあつて、例えば「関係都道府県の意見を聴かなければならない。」それからまた、そのためには「関係市町村の意見を聴かなければならない。」というふうにありま

すけれども、意見を聞く聞かないというのは、事実上そこに公聴会を開くとか、それぞれの人から意見を全体的に集めて何かするということではなくて、判を押しだけのものではない。そこにサインをし、判を押すだけのことで、これでオーケーというふうなものが決まっていってしまふ。それで構わないのであつて、事実上そういう討論の場とか意見を聞く場というものをつくつてもつくらなくてもいいというふうに聞いておるのですけれども、そうなんですか。

○小林(康)政府委員 特定施設の認定に際しましては、都道府県に對しまして、産業廃棄物処理計画等との整合性を図り、かつ都道府県の各種行政との間の調整を図ることができるよう意見を聴取をし、また特定施設の設置が地域社会に影響をもたらす場合があることにかんがみまして、都道府県を通じて地元の市町村に對しても意見聴取を行うこととしております。

この意見の中身につきましては、それぞれの都道府県、市町村の判断によりまして意見が出てくるものでございまして、こうした制度は、地域の生活環境への影響や地域社会との調和等に配慮して、円滑な処理施設の設置を図るための処置でございまして、この過程を通じて地元の意向は十分反映できるものと考えております。

○鈴木(喜)委員 今のはどうもわかりませんね。「意見を聴かなければならない」というのは、一体どうやって意見を聞くのかということをお聞きしたいわけですね。要するに、関係市町村でいよいよという判を押せば、何も関係市町村の人が集まつて話さなくてもいいし、また、もちろん住民なんというものはここには全然入ってきませんから、これはまた文言外のことですけれども、文言の中に書いてある例えは都道府県、関係市町村、そういうところの人たちから一堂に会して事実上意見を聞くということがなくても、意見を聞いたという形にはなるのかどうかということをお聞かせ願ひます。

○小林(康)政府委員 法律に基づきます意見を聞

くといひますものは、文書によりまして意見が提出される、こういう形式を踏むものと考えております。通常はそのときに紙切れ、意見書を郵送するだけではなく、担当の方が持つてこられまして、その背景を説明しながらその意見書を受け取るというのが普通のこういう場合の姿というふうに理解をしております。

○鈴木(喜)委員 それを普通の姿というのでは、私こういう場合に非常に困ると思つて居るのですね。ここではやはりそこに住んでおられる住民の人たち、それに関係する関係市町村、それよりも少し大きく言つて都道府県、そういった自治体の生の声というものを集める形というものをとらない限り、なかなかこの事業そのものの発展というところも考えにくいのではないかとこのように思ふのです。

聞くところによりまして、こういう法律をつくらなければならなかつたのは、今までの業者その他がかなり小規模な経営基盤の業者であり、そして、そういうところの地元の人たちの反対に遭つた場合に、それを説得するだけの力も持つていないということがこういった処理施設をつくることについての非常に障害になつて居るので、ここでこういうふうな法律をつくつて、また、住民の人にもその利益が還元できるようにという意味も込められて欲しいけれども、大規模な形をつくつたというふうに聞いて居るのです。

そうすると、やはりつくるときにかなりの程度住民の人の理解も得なければならぬし、また、そのためのいろいろな施設もつくつていかなければならないと思ふのです。それを何か紙切れとちよつとおつちやつたような形で、関係書類一枚で、係の人が一人来て意見を聞けばそれで聞いたということになる、そういう通常の形ではなくて、もう少し生の声を聞き、それをまとめる、そういう公聴会の開催等の形のもの、アセスのようなものがやはり開かれなければいけないのではないかとこのように思ひます。

思うのですが、この意見を聞いたときに、文言上はないのですが、住民の意見を聞くような場というものが、この点について何かお考えのところはありますか。

○小林(康)政府委員 市町村が意見をまとめるに当たりまして、どのような手順、どのような検討をするかといふことは、法律上はそれぞれの市町村に任されていることとございます。それぞれの段階におきまして関係する方々の意向が反映できるような形をとる必要といひましようか、とすることは期待されておるわけでございます。

私が先ほど紙と申し上げましたのは、法律上の最後の形式の話を申し上げたわけでございまして、これらの意見聴取の段階を通じて、地元関係者等の意向が十分反映できるように運用していく予定でございます。

○鈴木(喜)委員 その点については、地元の住民その他の意見を聞くような機会があるかどうかという意味での認定に当たっての指導をされるというふうにお約束していただければですね。

○小林(康)政府委員 市町村は、関係方面の状況を十分把握しながら意見をまとめるようにという指導をしていきたいと思っております。

○鈴木(喜)委員 ぜひともそこでは住民の人の直接の意見を聞く機会をつくっていただきたいと思ひます。私は、地元といひますか、出身は東京都でございます。東京都というのは産業廃棄物をたくさん排出する方の側にいるところとございまして、全国のそれぞれの中で、そういった御迷惑をかけていく人たちが出てくることでございまして、なおさらのことこういった問題について、私自身もそれから東京都民としても、それぞれの地方の住民の人たちのきちんとした了解を得た上で、そういったことを十分に、スムーズに行つていただきたいという気持ち強いわけでございまして、ぜひともその点よろしく願ひしたいと思ひます。

それで、ここでもう一度だけ確認をしたいと思ふのですけれども、この設置者の部分に環境アセスメントを義務づけるというふうなお考えはないですか。

○小林(康)政府委員 廃棄物処理施設にかかわります環境影響評価につきましては、昭和五十九年の閣議決定でございまして環境影響評価実施要綱に基づきまして、三十ヘクタール以上の最終処分場について実施しているところでございまして、また、この法律の特定施設につきましては、基本指針の内容をいたしまして、必要に応じて環境に与える影響を調査検討いたし、その結果を特定施設の整備に反映させていく旨、記述することについて検討しているところでございます。

しかしながら、特定施設の整備のみを対象としたしまして環境影響評価を法律の上で義務づけることは、閣議決定の趣旨及び他の開発事業との並びから、現在の時点におきましては困難と判断をしているところでございます。

○鈴木(喜)委員 この点について環境庁はどのようにお考えでしょうか。

○熊谷説明員 今お答えがありましたように、環境アセスメントにつきましては、閣議決定に基づきます要綱によりまして、廃棄物処理施設につきましては、埋立面積三十ヘクタール以上の最終処分場の設置につきましてアセスの対象にしているところでございます。また、これ以外の廃棄物処理施設につきましては、閣議決定の要綱以外に、地方自治体等が各自自治体の実情に応じまして、条例なり要綱におきましてアセスの対象としているところでございます。

環境庁といたしましては、この廃棄物処理施設の設置に際しましては、環境保全が十分図られますよう、これらの諸制度が今後十分適切に運営されるように努めてまいりたいと存じております。

○鈴木(喜)委員 ぜひともよろしく願ひしたいのです。

ついでといったらあれですけれども、ここで何つてしまひます。

環境庁として環境アセスメントについての法案、環境アセスメント法みたいなものを日本の中

で国内法として整備するというお考えはあるのでしょうか。最近の新聞でちらつとそういうふうなことを読んだのですけれども、要するにこういうものが出来たときに、一つ一つどうだこうだといふのではなくて、全体網羅的にいろいろな意味での環境の影響の評価といふものはいろいろなレベルにないのだと思うのです。こういう問題についてどこかにすき間があたりなんかしたならば、一々努力をしますとか一々目を配るのではなくて、全体的なものとしてのアセスメント法の制定ということについて考えておられるかどうか、伺いたいと思ひます。

○熊谷説明員 環境アセスメントの問題につきましてもお答えを申し上げます。

国内の環境アセスメントにつきましては、先ほども申し上げましたように、昭和五十九年八月に閣議決定をされた環境影響評価実施要綱や、公有水面埋立法を初めといひます個別法に基づきまして、また地方公共団体の条例、要綱等によりまして、その推進が図られていたところでございまして、環境庁といたしましては、まず現在行われております環境アセスメントの定着が非常に重要と考えておりまして、この閣議決定に基づきまして環境アセスメントの適切かつ円滑な実施に努めているところでございます。

一方、今お話がございましたように、我が国におきまして環境問題の状況の変化の中で、持続可能な開発の理念に立ちまして、広く経済社会活動など環境保全を織り込んでいく必要が指摘されるなど、環境行政をめぐります問題状況が今大きく変化をしているところでございまして、環境庁といたしましては、地球サミット等の国際的な動向も見きわめながら、各種の問題等に関します関係審議会の御意見もいたいただきながら、まずこの基本的な環境法制のあり方につきまして、今後十分検討を重ねていくことにしておるわけでございまして、環境アセスメントの法制化につきましても、今行われております閣議決定の実施状況を見ながら、また、今申し上げました基本的な環境法制の

あり方の検討とあわせまして、引き続き検討してまいりたい、このように存じております。

○鈴木(喜)委員 ぜひとも願ひしたいと思ひます。昨今の新聞を見ますと、環境基本法という名前になるのですか、そういったものの検討が始まったということとございまして、環境の問題を守るお役所でございますので、早急に国民のためにこれからもぜひよろしく願ひをしたいと思ひます。

その次に、産業廃棄物処理振興財団というものについて伺つていきたいと思ひます。

この財団の基金の規模、そしてそこへどういう形で基金が拠出されるのか、その点について伺いたいと思ひます。

○小林(康)政府委員 産業廃棄物処理振興財団の基金につきましては、この財団を官民が共同して設立することを踏まえまして、国庫補助、地方公共団体の協力金及び民間事業者の拠出によりまして造成することとしております。

基金の規模につきましては、平成四年度からの五年間で国及び地方公共団体から合わせて四十億円程度、民間事業者からはこの二倍程度の拠出を求めまして、合計百二十ないし百三十億円程度の基金を造成することを目標としております。国の予算では、平成四年度一億円計上しておるところでございます。

○鈴木(喜)委員 大体のところは民間と国または地方公共団体、合せて百二十億から百三十億になる。民間と地方公共団体ではどのくらいの比率で出されるということを考えておられますか。

○小林(康)政府委員 地方公共団体で三十億程度、民間事業者からは八十ないし九十億ということとでございます。

○鈴木(喜)委員 この集まったお金を基金としまして、この財団の性格と業務内容、一体どういうふうなものをどのような形で運営していくのかというのを伺いたいと思ひます。

○小林(康)政府委員 産業廃棄物処理振興財団は、この法律に基づき厚生大臣の指定を受けた

財団という性格でございます。ただいま申し上げましたように、民間事業者の拠出に国からの補助及び地方公共団体の協力を加えた基金によりまして、産業廃棄物処理業者等の施設整備のための資金借入れにかかわります債務保証等の公共的事業を行います公益法人として、民法により設立された財団法人でございます。

この振興財団の業務につきましては、新法に基づきまして厚生大臣と主務大臣が認定を行いました計画に基づく特定施設の整備の事業等のために必要な資金借入れにかかわる債務保証がメインでございますが、そのほかに、産業廃棄物にかかわります高度技術の開発を行う者及びその事業化を行います者に対しまして助成金の交付、産業廃棄物にかかわる調査、情報誌の発行や研修、指導等を予定しているところでございます。

○鈴木(喜)委員 この財団の理事等の構成についてはどのように考えておられますか。

○小林(康)政府委員 財団の基金の規模が固まっていないう状況でございますので、なかなか現時点で具体的に申し上げかねるわけでございますが、基金の規模、それから基金へのそれぞれの拠出者の寄与度、業務に對します需要等を踏まえまして、産業界等関係者との調整を経まして、適切な役員構成にしていきたいと考えております。

○鈴木(喜)委員 私たち国民の目から見ると、こういった財団ができる、そこに理事ができる、また一つ天下り先がふえるな、そういった感覚をすぐ持つわけでございます。

ここで、この財団の中身を先ほども伺いましたけれども、一番メインの作業が債務保証である。そのほか助成金も出す。あとは教育、その他のパンフレット印刷等ですけども、助成金を出すということと債務保証するというこの二つが業者にとつては非常に大きなメリットのあるものを与える。ちよつと大げさに、オーバーに言いますと、生殺与奪の権まで握ってしまうかもしれないような、そうした大きな力を持った振興財団が一つできるわけでございます。

しかもまた、厚生大臣がこれについて管理をされるという形でございまして、厚生大臣はこれについての指定の取り消しもできる立場でありますし、この財団はこの件に関して国の中で唯一できる財団ということでございますから、この財団の重みというものは非常に大きいものがあるし、また、そこに厚生省の影響力も非常に大きくかつてくるものだと思います。

そういったものがどのぐらい、こういった形でこの産業物処理センターまたは処理業者にきちんと運用をし、いい処理ができるような形で助成金を本当にこの財団がするかどうかというところは、国民の最大の関心事になるんじゃないかと思うのです。この点についてまだ決まっていますか、これは、例えば理事の構成で何のたれべえがなりますかということまでわかることはないとは思いますが、すけれども、大体その比率とか理事の構成が何名ぐらいで、こういった業者がどのぐらいで、こういったことぐらいのおおよそのことがわかつてなくて、この法律ができてしまつて運用するときになつてからということでは、ちよつと私たち法律をつくるという今の場面での関与もできないといううことでは困ると思うのですけれども、何ら腹案もお持ちではないのでしょうか。

○小林(康)政府委員 この振興財団は、お話しのように、現在あります組織では機能する部分がございますので、新たに法律の中で制度をつくりまして機能させようというものでございます。

事業を行いますに当たりまして、事業の重要性にかんがみまして、毎事業年度、厚生省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生大臣の認可を受け、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出することが義務づけられております。

また、本法におきまして、厚生大臣は、業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、振興財団に対し、当該業務もしくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、またはその職

員に、振興財団の事務所に立ち入り、業務の状況もしくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものと規定してございまして、

さらに厚生大臣は、振興財団の行います業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、ことにいたしてございまして、業務遂行が適正かつ確実に実施することができないと認められるときは、法人の指定を取り消すことができるとされておるところでございます。

このように、振興財団は厚生大臣の厳しい監督下に置かれるものでございまして、この財団の使命、社会的役割を果たせるように、これらの規定を通じて業務の公平性、公開性は十分保たれるものと考えております。

具体的な役員のあり方につきましては、最も適切な形、これらの業務が適切に遂行できるようにということ、具体的な検討はこれからでございます。

○鈴木(喜)委員 ここでいろいろなものを出して、法律に書かれていような形で厳しい監督義務に服する、これはよくわかるのです。これは書いてあることで、それと守りきれないことはないと思うのです。

しかし、そればかりではなく、実際の運用というものは、どういふふうな事業に對してどの程度の助成をするか、どの程度の債務保証をするかということについて、それぞれ各理事なり運用一つ一つについて厚生大臣がやるわけではなくて、何か不祥事が生じたり、そういう疑いが何かの形でわかつたときに立入検査をするわけで、常時するわけではないし、まして運用そのものの中に日常的に厚生大臣が入り込んでくるわけではないわけですね。私たちが本当にこういう業者さんにはしっかりやらしてもらいたいと思うような業者が、本当に保護育成を受けることができることになるのかどうかというそのあたりについて、例えば消費者の団体からの理事、またはこういう清掃業務に当たつていような形で労働組合の団体の代表の人、こういう者が理事の中に加わるというよ

うな構想というものは全くないでしようか。

○小林(康)政府委員 財団の組織、役員構成等につきましては、その財団の設立へのかわり方、業務へのかわり方から判断するものと考えておりまして、お話しのような代表の方がそれらにどの程度のかかわりがあるかということで判断すべきものと考えております。

○鈴木(喜)委員 そうすると、まだ弾力的なお考えがあるように私には聞こえました。

聞くところによりますと、これは本当に仄聞するところ、根拠がはっきりあるわけではないのですが、ある団体が、その基金への拠出をしない、何がしかのお金を拠出してこの団体の中に加わりたい、そして財団の運用の中にかかわりたいという一つの意思を持って拠出をしようと言つたけれども、もう今も既に拠出の予約が随分来ているような話ですが、そのときに断られたというのです。おたくのようなところは必要ございません、ただくわけにもまいりませんと断られたということ、本当にこれはそういうことがあるのでしょうか。また、そうだとすれば、今おっしゃつたように、弾力的な運用ということがもうその設立の段階で、拠出をさせる段階でできるんじゃないかというふうな思ふのです、いかがでしょうか。

○小林(康)政府委員 現在産業界に對しまして、産業界全体としてどのような形で拠出をするかという協議をしていただいているところでございまして、お話しのように個別にどうというお話をされていということは聞いておりません。また、拠出を断られたという話は私どもとしては耳にしないところでございます。

○鈴木(喜)委員 ですから、私は断つてもらいたいと思つてないわけですね。そういう申し出があつたら、それがこういった産業廃棄物の処理ということにかかわりのある団体であり、そこに拠出するといふ一つの行為をし、そして財団の中に加わりたい、運用の中に一つの位置を占めたいというふうな申し出があつた場合には、その寄与の度合いにもよるといふことでございけれども、度合い

によつてはそういう人が入ってくるという可能性もあるということを言つていただければそれでよろしいのですが、いかがでしょうか。

○小林(康)政府委員 産業廃棄物の適正処理のために広く支援をいただくということは極めて大切なことでございまして、拠出の希望がございまして、この財団としてそのお申し出を受けるのが適切かどうかという判断をいたしまして、適切なものであれば拠出をしていただき、その後、拠出をしたからといってその役職員という話に即つながらるわけではございませんが、関係者の協議によりまして、適切な関係者の参画の方式といひましようか、方法を検討してまいりたいと考えております。

○鈴木(喜)委員 そういふところでの分別などということについては余りしなないでいただいて、きつちりとした形で、そして国民の目から見てなるほどと思ふような形で理事構成ということを中心がけていただきたいし、指導していただきたい。これからできる財団でございまして、今からつくめるものですから、私たちの意見、それから厚生省の意向によつて何とでもできるところでございまして、ぜひとも消費または清掃等の業務等にかかわる者たちの意見が反映できるように、そういった財団づくりに努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

それで、こういったことについてこの財団から、先ほどもお話ししました報告等が義務づけられてゐるのは、国に対して義務づけられてゐるのですが、もう少し細かい、例えば月例的な業務の内容等について地方公共団体、特にそこに設立してゐるわけですが、どこかにつくるわけですから、その所在地の公共団体またはそのほかのところに報告その他をするというような、そういった情報提供とか報告などについて特別なお考えはお持ちでしょうか。法文上はもう結構です、書いてありますから。

○小林(康)政府委員 法律上、運営状況につきまして厚生大臣に報告する義務がございしますので、

その報告を受けました厚生省といたしましては、地方公共団体を含みます関係者へ必要な情報提供を行うこと、また、この財団が広く国民の支援を受けながら活動する必要があると見て、財団としてのPR活動に力を入れるよう指導していきたいと考えております。

○鈴木(喜)委員 この問題に関して大臣、いかがでしょうか。特にこの財団の指定という、新しく財団をつくるというこの民法上の財団について、厚生省の非常に大きな力がこれに及んでくる、そういった形の財団でございまして、それについての役員構成、または拠出金を拠出する民間企業等についてのより分けをしない、ある程度国民の意思または業務に携わる者の考え方、そしてあとごみを排出する人の考え方、そういったことについてのバランス等について、理事構成を含めて、大臣、どのようにお考えでいらつしやいますでしょうか。

○山下国務大臣 いろいろと御心配の向きもあるようでございますが、確かにその問題は今後の運営上も大切な問題だと私は思います。一般論としては、何しろ初めてつくるものでございまして、私どももいろいろ心配もあるわけでございまして、これを運営していくのは理事会が中心になりますから、その理事会のメンバー次第で、一人の者の力によつて理事会が引つ張られていくというようなことは全く好ましくないことではございません。

先ほどから役人の話が出ましたけれども、初めてつくるところという一つの仕事について、やはり素人ばかりで運営できませんので、当然これは役人からも入ることになると思ひますが、役人が占めるとかそういうことではなくて、いろいろなこれにかかわる団体、特にこの問題についての先ほど申し上げました寄与度というものもございまして、御協力いただく方の代表も当然入つていただくといいことではございますが、あくまでこれは一つの公的な性格を持ったものとして、一つの力に引つ張られるような、そういう好ましくないこと

にならないようなことは、もう十分配慮していかなければならないと思つております。

○鈴木(喜)委員 今の大臣のお言葉どおりにぜひお願いしたいと思います。特に、天下り先がふえたな、また一つ厚生省にはいいポストがふえたなと思はれるようなことのないように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それで、最後になりますけれども、前回もちょっと質問をした件でございまして、新宿区の厚生省の予防衛生研究所がございましてその建物とところから三十五体の人骨が掘り出されたということをめぐつて、この間も御質問をし、そして大臣からも調査をするというふうなお答えをいただいて、大変感激し、喜んだところでございまして、その後の経過等についてちよつと伺いたいと思ひます。

○寺松政府委員 先生の今の御質問でございまして、鑑定のお話でございまして、その鑑定のお話の結果につきましては、まだ新宿区から私も伺ひたいと思ひます。

それから、大臣がお答えいたしました、少しいろいろ聞き込みでもやつてみようというふうなお話の前回の御答弁でございました。それを私ども踏まえまして、保健医療局といたしまして、国立国会図書館でございましてとあるいは防衛研究所の図書館等、関係方面で今資料をいろいろ当たつてゐる最中でございまして、まだその発見された人骨等の由来につきまして情報等を得ていないわけでございまして。

○鈴木(喜)委員 引き続き調査をお願いしたいと思ひますが、昨日と一昨日のNHKの特集の番組が夜ありまして、その中で七三一部隊、要するに人体実験を旧満洲国において行つた石井部隊というところでの人体実験の状況、それについての証拠資料がアメリカの方から情報公開ということに基づいて提供をされてゐる資料、莫大なものらしいですけれども、そこにございまして。

そして、今言つておられます予研の跡といひますのは陸軍の軍医学校の跡でございまして、そこで専らそういった細菌戦に対する研究も行われて

いたと言われている地域でございまして。しかも、石井隊長というのが後にずっと隠れ住んでおられたところが、まさにその場所のすぐ近くでございまして。新宿区若松町というところでございまして。そうなりますと、これまでもうわさされていたものが、非常に近い形として疑惑がだんだん濃くなつてしまふというふうな状況もございまして。国民の関心があつたテレビの放送によつても非常に高まつてまいと思はれますので、ぜひともここで厚生省の側も真摯な調査というものをお願いしたいと思います。

私の方からは、このお願いをするところで、今回の質問は終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○牧野委員長 川俣健二郎君。

○川俣委員 せっかく質問の時間をいただいたので、まず昨年の廃掃法の大改正というか、これをやつてのけたわけですが、分別リサイクルという二大眼目でやつたのです。

その中で、私からも提起させてもらったのですが、どうにもならない建築廃材、この不法投棄というか、これを片づけなければいけませんというところであります。ただ、この建築廃材というのは捨てるにも金がかかるし、大手建設業者には建築廃材の処理の責任がない。なぜかというところ、工事の最後の下請の者がPPPの原則によつて、汚染者負担ということでやらされておる。これはちよつとほうつておけないんじゃないかということと相談的なことを発言したら、衆議院の当委員会の理事会の方で強い附帯決議をもつて参議院に送つた。参議院の方ではそれをもとに、あらかじめ用意しておつた廃掃法の対案を連合の名において各野党で出しておつたことから、修正になつて衆議院へ戻つてきましたね。

それで建築廃材は少しは落ちついたかなと思つておるのですが、まず建設省の方に、建設省もこの法案にかかわつておるようですから伺ひたいのですが、どのようにしようとしたのか、そして今現在どうなつてゐるのか、こういったところをま

ず伺いたいです。

○風岡説明員 お答えさせていただきますかと思ひます。

まず、建設省が今回御提案させていただいておられます法案とかかわりについて、最初に御説明をさせていただきます。

先生御指摘のとおり、建設廃棄物は近年急増しております。私もとりましても、建設工事を円滑に進めていく上でも、廃棄物の処理施設の整備によって再利用の促進を図るあるいは適正な処理を行うことは大変重要な課題であるというふうに認識をしております。

今回の法案につきましては、私もいたしましては主に二つの観点でかかわりというか、内容的に因与しております。

一つは、建設業から排出されますコンクリート等の廃棄物、これは多量に出るわけでございまして、そういったものをリサイクルする施設の整備を進めていくというのが私の行政とかかわりであります。

それからもう一つでございますが、そういった処理施設を集团的に立地させるということになりますと、いろいろ公共施設の整備という観点も重要になります。特定施設の周辺整備地区におきまして必要な公共施設の整備を促進するということが、建設省所管の公共施設につきましてもできるだけ配分していく、そういった観点がございます。そのようなことでございまして、この法律につきましても、私もいたしまして関係省庁と十分連絡をとりまして、積極的な取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一点御質問がございました。廃棄物の改正後のいろいろな取り組み状況というお尋ねかと思ひます。昨年の廃棄物の改正以後のいろいろな動きをいたしまして、再生資源の利用促進法という法律もできているわけでございまして、建設省としましては、建設廃棄物につきましても、できるだけリサイクルをしたいということで強力に推進をしております。

また、特に法案の修正の絡みでいろいろ御指導

いただきましたマニフェストの点についてでございますが、これにつきましては建設廃棄物対策の一つとして、私もいたしまして十分に検討していかねければならない課題であるというふうに思っております。ただ、現実問題として、いろいろ前国会でも御議論いただきましたように、制度化については私も建設業界で真剣に勉強しておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思いますというふうに思っております。ただ、建設省といたしましては、法律の趣旨も十分勘案をしまして、業界も含めまして内部で十分検討しているところでござい

ます。できるだけ早期に取りまとめまして、また厚生省とも十分相談をさせていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川俣委員 建設業界は勉強しているという段階ではないですね。勉強しなかつたって、廃材を捨てる気ならば、金をかけなければならぬものだから、捨てる気ならできるんだと私は思うのです。だけれども、今鋭意検討しているというから、それを待ちましよう。

そこで、あなたの言葉を取り上げるわけではないが、建築廃材によるリサイクルというのは、我々素人が考えるとどういうことなんですか。どういう廃材というもののリサイクルをやりますか。目に見えるもののリサイクルをやりたいのはどういうことなんですか。

○風岡説明員 お答えいたします。私もいたしましては、建設廃材、非常に大量です。まず発生量を抑制するというところで、できるだけ建設廃材が発生しないような、例えば建設資材の使用とか建設工法の採用とか、そういった技術的な面というのがまずスタートであるというふうに思っております。

現実にはそれですべて抑制するということはできないわけでございまして、やはり出てくる建設廃棄物もございまして、これはできるだけ再利用したいということで、現実にはアスファルトが

らとかコンクリートがらとか、アスファルトやコンクリートのがらですけれども、こういったものは砕きまして、また同じような用途に使うということ、できるだけそういうような再生資源を使うようにということで、例えば公共事業の発注に当たりましてはそういったものを使うように積極的にしむける、そういう努力もしております。今後とも、できるだけ再生利用を高めるような措置というのを私もいたしまして積極的に努力をさせていただきますというふうに思っております。

○川俣委員 もう一遍ミキサーにかけるなり、破砕して廃材を建築材に戻すということですか。

○風岡説明員 そういう意味です。

○川俣委員 それで、建設省、自治省、農林水産省、運輸省、通商産業省というように、この法案のかがみに厚生省初め六つの官庁が載っております。なるほど、廃棄物というのはいわば国民共有の負の財産のせいか、こういう官庁にまたがると思うのですが、環境庁は何で入らないのだからかなとは思ったのだけれども、どうなんですか。まず小林さんから伺っておきたい。

○小林委員 政府委員 特定施設の中にリサイクル関係、資源関係の事業が含まれることになっております。この関係の主務大臣及び周辺整備地区事業に關係をいたします関係の大臣、この二つの種類の大臣がございまして、その二つは直接業務としてやっておりますので、基本指針を定めるに当たりまして「あらかじめ、環境庁長官その他」ということで、環境保全についての環境庁の意見は基本指針に反映をし、事業全体に反映をする、こういう制度にしておるところでございます。

○川俣委員 そうすると、環境庁に伺いますが、業務を直接やらないということだから、したがってこの法律の仲間には入らないのだと。しかし、これは環境問題から始まるのですから、そうなる環境問題はそれでいいのですか、満足ですか。正直に言ってみてくれぬかな。

○熊谷説明員 今、厚生省からもお答えがござい

ましたように、今回の法案は二種類以上の産業廃棄物処理施設の特定施設の整備促進を目的としておりまして、特定施設や周辺において整備される公共施設を所管する大臣が主務大臣、このように承知しております。

環境庁といたしましては環境の保全というのが一番大事なのでございまして、これにつきましては、今厚生省からもお答えがございましたように、基本指針をつくる際に環境庁長官に御協議をいただく、このようになっております。私もいたしましては、この段階で廃棄物処理の施設に

関しまして環境保全が十分図られるように努めてまいりたい、このように考えております。

○川俣委員 きょうは環境賢人会議のようで、局長さん方はみなそろへて行っているようですか。あれなんですか。本当はこの問題はもう少し深めていきたいと思います。例えばパーゼル条約、近々国内法整備に入るわけですが、パーゼル条約批准に当たって環境庁はどういうように携わるのですか。

○木下説明員 お答えいたします。有害廃棄物の国境を越える移動に伴う環境汚染問題につきまして、先生の御指摘のとおりパーゼル条約が定められておりますが、こうした問題は六月の地球サミットでも取り上げられる予定の重要な地球環境問題の一つでありまして、環境庁としてもこの条約への早期加入の必要性を強く認識しております。

条約の加入のためには所要の国内法制度が必要でございまして、環境庁として、これまで、条約を誠実に履行し、有害廃棄物の国境を越える移動に伴う環境汚染の防止を図る見地から、関係省庁と鋭意調整を図ってきたところでございまして、この条約はことしの五月に発効する予定でございまして、さらにも加入の必要性が高まっておりますので、今後とも調整に鋭意努力してまいりたい、このように考えております。

○川俣委員 課長としてはそう答えるしかないと思うが、パーゼル条約一つ取り上げましても、大

臣、今はやはり環境問題、サミット、賢人会議、それからさっきの同僚質問にもありましたが、環境アセスメントというのは、常にやるという構えを環境庁は持つべきでないか。しかし、国家行政組織法によると、環境庁というのはどうも、協議にはあずかるが、予算もないし人もいないし、地方の手足もない。

しかし、今や環境庁というのは、日本の国になければ問題だらけということ、やっさもつきつくたけれども、もうぼつぼつ環境庁を環境省にすべきではないかという動きというか声というか、これは与野党を通じて出てきたようなんですが、これは閣議なんかでも話し合う必要があるんじゃないだろうか。もつとはつきり言うと、我が方の閣議も、きのうシャドーキャビネットの話の中で環境庁を環境省にしようじゃないかという話がでてきて、今そういう賛成の声もあるので、大臣どうですか、ひとつその辺の御見解をよろしく。

○山下国務大臣 昭和四十六年に環境庁が発足しました当時を振り返り、今日までの経過を見てみますと、私は私なりにいろいろな意見もございまして、これは私も国務大臣として答弁すべきじゃなくて、今までずっと私も国会議員として見てきて、いろいろな考え方も持っています。

もともと昭和四十六年に発足したときには、一つの調整官庁と申しますか、これから環境が破壊されていくというようなことで、その大元締めとして目を光らせていく何らかの機関がなければいかぬということございまして、当初は環境庁自身が事業をやることは考えていなかったと私は思うのでございます。言うなれば環境警察的な立場から、そういう人たちが事業もやるということでは規制を緩くする、つまり、環境庁というのは、規制とかあるいは今申し上げました調整、あるいは企画をつくり、いろいろなことをやる役所だと思っておるものでありまして、言うなれば調整官庁と申しますか、しかし、その後今日までの

間に、当時と比べますとかなり局面が変わってきていると思えます。

しかし、私は一貫して言えることは、地球環境とかいう非常に大きな立場から環境庁は日本の行政に対して常に監視の目を光らせていくということであつて、直接縄張り争いについてどうのこうのという立場じゃなくて、もう一つ高い次元から存在しているというふうな理解をしておりますが、今申し上げましたように何しろ局面は変わってきておりますから、今後はよく閣議等においても、また議論する機会もあるかと思えます。先生の御趣旨も踏まえながら、今後大きく意見の交換をしてまいらなければならぬな、そういう意識を私は持っております。

○川俣委員 私の意見を踏まえながらというお話でございまして、ぜひ。

これははつきり言えば、バーゼル条約一つ取り上げても、ごみの取り合いのことというか、あるいはごみをお互いに他県に押し込めるというか、そういうような動きもあるだけに、環境の問題は、単なる環境パトロールとか調整機能だけの環境庁の時代ではないのだというように思っていますので、ぜひ一歩進めて、与党は与党でやりなすつておるようございまして、ぜひ御検討をさらに深めていただきたいと思います。

そこで、法律審議なので、なるべく法律に戻るのですけれども、今回の産業廃棄物法というのは、PPP、汚染者負担という大変な原則があるのですけれども、しかし、産業廃棄物の処理は、先ほどから話していたように大手よりも中小零細なんです。これが汚染者の最終責任者のようになっている。これで果たして大丈夫かなと思つていたので、案の定これじゃやはり無理だということ、NTTのあれを使うとか、いわゆる公共投資を行うというふうなように手を出してやろう、こういうことございまして、我々の意識も改革しなければならぬと思うが、汚染者負担の原則は崩さざるを得ないという発想でかかつていますか。その辺を確認してもらいたいのです。

○小林(康)政府委員 汚染者負担の原則、いわゆる排出事業者責任の原則は、汚染物質の排出事業者によるその処理費用を負担をさせ、外部不経済を内部化するによりまして事業者間の公平を図るとともに、資源配分の最適性を維持しよう、こういう原則であらうと思っております。

一方、我が国の産業廃棄物の処理状況を見ますと、ただいまお話ございましたように、資本力の不足等もございまして、不法投棄等の不適切な事例もまだ見られるというところございまして、このような状況におきまして、排出事業者がみずからの責任で産業廃棄物の処理を円滑かつ適正に行うことができるよう、政策的な措置として、産業廃棄物処理業者等によりまして処理施設の整備を促進するための措置を講ずることが不可欠な状況になつております。

このため、本法案におきまして幾つかの施策を織り込みまして、産業廃棄物処理施設の整備を側面から支援することという制度を設けたわけでございます。これらの施策は、排出事業者責任の原則の範囲の中というふうな理解をしております。排出事業者が排出事業者処理責任を履行いたしますための条件整備を図るものでございまして、いわゆるPPPの原則に反するものではないと考えております。

○川俣委員 この論争はやめますが、汚染者負担という原則にかたくなになつていて、ごみ処理はできないと私は思うのです。先ほど言つたように、建築廃材一つ取り上げても、その最終的な責任者は資本力のない業者なんです。そういう人たちにぜひ処理しろと言つたて無理。

そこで、さらに理解を深めるためにもう少し申し上げますと、結局こういうことでしょう。これは最初は産業廃棄物の総合的処理施設の整備促進に関する法律ということで検討しておつたのじゃないかな。違いますか。おれの勘ぐりかな。これはいつの間にか特定施設の整備になつたのですか。○小林(康)政府委員 内容の検討の過程で、総合的というような名称を使って検討していた時期は

ございます。内容的には変化はございませんが、法律上の表現上の問題といたしまして、特定施設というところで範囲を明確にして体系を組み立てるのが妥当、こういう法律上の技術的な判断がございましてこの名称にしておるものでございます。総合的な処理を目指すという方向については、変更はございません。

○川俣委員 内容は違わないという意味で確認しますが、そうしますと、簡単に言いますと、産業廃棄物を捨てるのに公共投資をやるというのじゃあちょっと身もふたもないから、ひとつ公園とかデスコートとかのレクリエーションの場などをつくらせて、そういうものに投資しようという考え方だと思つたのですが、そういうことですか。

○小林(康)政府委員 特定施設の考え方は、単一の廃棄物処理施設だけだと、その合理的な運営あるいは社会的な位置づけが不十分ということがございまして、二以上の種類を組み合わせて、かつ研究開発でございましてとか研修でございましてとか、そういう産業廃棄物処理に当たりましての基盤整備に当たりますような事業を組み込みましたものを一体として特定施設ということにしておるわけでございます。その特定施設を、周辺整備を含めながら、地域への調和を考慮しながら全体として整備をしていこう、こういう内容でございまして。

○川俣委員 わかった。それでは、自治省が何でこれにかかわるのですか、ちよつとお聞きしたい。

○林説明員 お答えを申し上げます。

今回の法律に関する自治省の関与の仕方についてのお尋ねでございますが、私どもといたしまして、産業廃棄物につきましては、排出事業者がみずからの責任において処理するのが原則だといふふうに考えております。しかしながら、産業廃棄物を取り巻く現状を見ますと、地方公共団体は大変苦慮いたしておるところがございまして、また、産業廃棄物の処理を促進するという必要もあると考えております。そのためには何を

要があるかということをお考えになって今回の法律が提案された、また御相談もいただいたわけでございます。

私どもの立場からいいますと、産業廃棄物の処理施設の整備の促進に協力する必要があるかどうか、それからまた、その促進を図るに当たって、地方の生活環境とのかかわりにどう対応していくかということが関心事になったわけでございます。結論的に申し上げますと、産業廃棄物の処理施設の整備を促進するために地方団体はどういうふうに関与するか。また、各地域におきまして、施設の整備に関係いたします地域住民の生活環境の問題がかわつてきておりますが、今回の法律の中に入っております特定周辺整備地区におきまして公共施設等の整備につきましては、地方団体としても積極的に取り組み、産業廃棄物の処理施設の整備を促進する必要があるだろう、こういう考え方から法律にかかわったわけでございます。

○川俣委員 自治体が一番頭を悩ましているわけですが、そうすると小林さん、最初は、この地域に特定施設を欲しいと地方自治体から名のりを上げるわけですか。どうなんですか。

○小林(康)政府委員 この法律に基づきましてそれが一番先に口火を切るかにつきましては、その地域あるいは事業によつて異なると思います。地方公共団体が必要性を認めまして第三セクターを設立をし、その第三セクターが事業の推進母体として名のりを上げてくるというケースもございますし、民間処理業者がぜひ総合的な公共性の高い事業をやりたいということで、最初に働きかけをする場合もございますし、あるいは適当な地域がございまして、その土地利用の一環としてこうした計画を組み込もうというふうな、さまざまなケースがあらうかと考えております。

○川俣委員 どうもそこが地方でもめているのだよ。いろいろなケースがあるというのだけれども、やはり地域の自治体がここに特定施設をつくるってほしいというところから始まるのじゃないの。そこをこみ捨て場にしろと上の方から言う

の。そういう場合もあるというの。

○小林(康)政府委員 地域の発展も考えましてひとつ産業廃棄物の処理施設を整備しよう、こういうことから始まるケースもあらうと思われまします。また、客観的にぜひ地域の理解を得ながら産業廃棄物の処理施設を設置をしたいという外からの働きかけといましようか、外からの動きがきっかけになるというケースもあらうと思っております。

○川俣委員 そうすると、外からというのはどういう意味なんですか。どういう人を言うのですか。自治体じゃないの、最初は、違ふの。

○小林(康)政府委員 外からと申し上げましたのは、当該市町村の区域の外、あるいはその区域を含めて全般的に活動しているという意味でございます。都道府県が関与いたしました第三セクターあるいは民間処理業者、その辺から話がはじまるというケースもあらうと思っております。

○川俣委員 ちょっと理解しようとは思うんだけど、小林さん、あの村は土地があるし人がいないから、あそこを捨て場にしようかということを外から言うということですか。特定施設をここに

につくろうというの、やはりその自治体から始まるのじゃないの。皆から相談を受けたので、周りの市とか町とかの協議の上あなたの村につくつてくれということと言われた場合、やはり発意はその村の自治体じゃないのか。違ふのかね。それをおまえのところへつくれ、こう言うのかね。

○小林(康)政府委員 その地域の市町村が中心になつて話を進めるといふケースももちろんあらうと思っております。しかし、産業廃棄物でございしますから、その市町村以外の関与しております設置者が、ひとついかがでしよう、こういう形で話を持つていくケースも当然あらうと思っております。

○川俣委員 部長がそういう考え方を持っていると、これはこじれるよ。そうだと思うんだ。あそこはちやうど捨て場にいい、人もいないし、こういう考え方でやるからこじれるのよ。そうではな

くて、我が方は、隣の町は密集しているし、市も人口が多いから、ひとつ捨てさせてやろう、そのかわりきれいな特定施設をつくらう、こういうこととの最後の意思決定というのは、外ではなくて、外から相談を受けた最後の意思決定はその市長じやないの。その町長じやないの。その市長じやないの。どうなんですか。外からと言われるから、私は理解しようと思つても、どうもすんどこな

○小林(康)政府委員 先生の言われるような形で全国的に処理施設が整備されるということは、極めて望ましい理想的なことと思っております。しかし、事業の意思決定という点だけについていいますと、これはあくまで特定施設の設置者というところが意思決定の者でございます。当該地域の市町村は、それに対して意見を言う立場というふうな整理をしておるところでございます。

○川俣委員 もっと論議したいけれども、時間がないから、それは少し考え方をええにやいかぬよ。非常に騒ぎが起きているのは、そこがなかなかきくしやうしているんだよね。さつきも同僚の鈴木さんからもしつこく質問が出ていましたけれども、住民の意見を聞く聞くというが、しかし、住民の意見といったって権利があるわけじやないんだ。反対だと言つたって反対の権利がないんですよ。

そこで、私は環境権というのをちよつと思ひ出すのだが、伊達火力裁判の環境権はどうなつておつたかな。法務省、知りませんか。

○飯村説明員 いわゆる伊達火力発電所差し止め訴訟でございますが、この事件は周辺住民が北海道電力を被告として提起した事件でございます。国は訴訟には関与しておりません。したがって、判決内容についてはコメントいたしかねますので、御了承ください。

○川俣委員 もう少し物の言いようがあるんでないかな。我々は聞きたいんだよ。我々代議士は知らないんだから、あなた方は専門なんだから。環境庁、わかるかね。環境権というのは世に存

在が認知されているのかね。

○長谷川説明員 お答えいたします。

いわゆる環境権とは、国民が良好な環境を享受する権利であると言われておりますけれども、現在のところその具体的な内容は必ずしも明確でなく、また、実定法上定められたものとはなつてございませぬ。したがって、現段階では環境権は判例とか学説上の議論に任ざれておりまして、具体的な事例によりさまざまなケースがあり得るわけでございますので、その展開に関心を持って見守つてまいりたいと考えております。しかしながら、その理念としております良好な環境の実現につきましましては、環境庁として、行政の立場から今後とも最大限の努力を払つてまいりたいと考えております。

○川俣委員 環境権というのは必ず環境サミットを境にやつてくるから、それは少し勉強しておいた方がいいよ。

そこで、論議をしているとあれなので、大変残念ですが進ませてもらいますけれども、農林水産省とか運輸省はこの法案にはどういふふうにかかわるのですか。

○高橋説明員 お答えいたします。

農林省と本法とのかかわりについてのお尋ねでございますけれども、農林省としましては、産業廃棄物の処理施設の整備の促進は非常に緊要であるというふうな考えでございます。当省も公共事業を所管する立場から、特定周辺整備地区における当省所管の公共施設の整備の促進について配慮する、こういう観点から本法にかかわつていゝものでございます。

以上でございます。

○門司説明員 お答えいたします。

運輸省と本法とのかかわりでございますが、本法第十一条一項において定められております特定周辺整備地区の整備方針におきまして、緑地であるとか広場、道路等の港湾施設等の運輸省が所管する公共施設の整備が必要となつた場合に、運輸省におきましても積極的にこれらの施設の整備を

支援していくという立場でかかわっております。
○川俣委員 では、せっかく運輸省の課長が立つたから、あなたに代表して確認してもらいたいけれども、この法案が通ったら、どここの県のどここの村をまず第一号やるというときに、あなた方は協力する用意があるというか、せざるを得ないと認識しておるな。大丈夫だね。運輸省、ひとつ各官庁代表で。

○門司説明員 その状況状況に応じて協力してまいりたいと考えております。

○川俣委員 世にフェニックスセンターという事業がありますね。これとの関係はどういうようになると思えばいいんですか。

○小林(康)政府委員 広域臨海環境整備センターとこの法律とはかなりの違いがございます。

まず、広域臨海環境整備センター法に基づきますセンター、いわゆるフェニックスセンターでございますが、これは廃棄物の埋め立てとあわせて港湾の秩序ある整備をその目的の一つとして、ものに対して、本法は、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を目的としているものでございます。

また、フェニックスセンターは出資者が地方公共団体と港湾管理者に限定されているのに対して、本法案の特定施設は、第三セクター及び廃棄物処理業者が主として建設する点で異なっております。

また、業務の地域につきましても、フェニックスセンターが港湾区域におきます廃棄物の埋め立てによる最終処分場の建設に限定されているのに対して、本法案の特定施設は、最終処分場、中間処理場を二種類以上整備すること、さらに研究開発施設、または研修施設をあわせ持つ一群の施設であるという点において異なっておりますし、本法案において周辺対策を充実するということも異なる点がございます。

言いかえしますと、フェニックスセンターは、港湾区域に海面埋め立てによりまして廃棄物の広域的な埋立事業と港湾の秩序ある整備、これを図る

ために設立をされたセンターでございますして、本法に基づきます今回の施策の方は一般的なものでございます。

○川俣委員 広域臨海環境整備センター、これは運輸省かな。これは大阪湾一つだけで終わるのかな。これは一体実態どうなっていますかね。運輸省だ。

○門司説明員 お答えいたします。

大阪湾につきましては既に事業を開始しております。東京湾につきましては、現在いろいろと各自治体との調整に努めているところでございます。

○川俣委員 そうすると小林さん、こういうようにも割り切れないですか。今回の法案は陸上版で、前のセンターは海上版だということに割り切りもできないのかな。海上にもこの特定施設ということは考えるわけだ。

○小林(康)政府委員 フェニックスセンターは、二以上の都府県にまたがる広域的な処理という大規模な港湾区域での事業を想定したものでございます。本法案は、大規模な事業というそのフェニックス法ほどの規模のものは想定しておりませんが、状況によりましては海面での処理施設の整備というものも含めて整備ができるという体制のものでございます。

○川俣委員 状況だけじゃなくて、現在この法案をつくるときに、小規模なら海上にもできる場合があるなという想定でこの法案を出しているのですか。

○小林(康)政府委員 その想定もございまして、港湾区域での整備の場合の規定及び運輸大臣の関与の仕方を規定しておるものでございます。

○川俣委員 そうすると、大体アウトラインはわかってきましたけれども、この法案で片づくかな。例の鉄くず騒動ですな。我々も経団連に行ってきたけれども、これはこれの法律によって片づくほどじゃないだろうが、少しは足しになるのですか。鉄くず、通産省の方がいい。

○越智説明員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘の鉄くずサイクル問題につきましては、重要課題として私ども鋭意関係官庁と御相談しながら取り組んでるところでございます。この法案につきましては、先ほど来御答弁ございましたように、生活環境に配慮しながらこの特定施設を整備されていくということは、非常に好ましいことだということで認識しているわけでございます。

この法案、直接正面から鉄くず問題を取り上げたものではないけれども、そういう形で特定施設が整備されていくということによって、好ましい影響が間接的に期待されるということを考えておる次第でございます。具体的には関係官庁とよく御相談をしながら対処してまいりたいというふうに考えております。

○川俣委員 鉄くずサイクルは、余り関係官庁と協議の上という皆さんの得意な文句は必要ないんです。通産省がやる気があればできるのですが、一体どの程度進んでいますか。

○越智説明員 お答え申し上げます。

今年来、関係者の集まりました特別部会によりまして短期及び中長期的対策を鋭意検討しております。例えば需給バランスの面では、当面は輸出による需給バランスの安定、あるいはこれまで余り契約などない社会でございますので、そういう契約納入の導入といったことを含めまして、その辺の推進を図っている。

他方、鉄くずの使用の拡大のようなことにつきましては、かなり技術面での対応も必要でございますので、昨年から予算をとりまして、これは従来から使っておられます電炉だけじゃなくて、もう少し抜本的に、そういう従来使いにくいスクラップも使えるような技術開発に鋭意取り組んでいるところでございます。

○川俣委員 もう少しはつきり物を言ってくれぬかな。パーゼル条約ができたとなれば、鉄くずをこつちから、集める場合もあるけれども、売ってやるという場合もありますか。出してやる。

パーゼル条約におきましては、いわゆる通常の鉄くずにつきましてはその対象ではないというふうに認識をしております。

○川俣委員 その対象ではない。業者は期待しているよ。海外から無一文の物を買ってきて、日本は資源がないんだから、ビスマスも入っているかもしれないし、今高い有価金属がたくさん入っているを処理して、今カドミが非常に高いわけですから、日本の場合には乾電池をつくる場合カドミなんかとても必要なんです。その場合に、今度は逆に日本の場合には、鉄くずは東南アジア要らぬかというところで、売ってやるということも期待しているから。今考えていないじや通らないです。よ。ここの二、三カ月の法案処理、二、三カ月かかるかどうかかわからぬけれども、一応言っておきます。

それから、時間があれですけれども、文部省において願ったのは、我々の生活の回りにはいろいろな廃棄物が出ます。そこで、私はこれは地元の新聞、非常に大きく目に入りましたが、地元秋田魁というのだけれども、タイトルは「リサイクルの波高校野球にも 折損金属バット 県高野連、回収へ」。

これをちょっと読んでみますと、「回収運動は昨年五月、日本高野連が提唱した。昨年は宮城県、東京都などモデル地区の八都道府県で実施、加盟千五百五十五校の四五%に当たる五百十九校から五千三百三十一本が集まった。一校当たり十・三本。中でも夏の甲子園予選開会式の日を回収日にあてた静岡県では千九百四十四本という回収記録を打ち立てた。これは非常に身近なところにあるのです。これは運動用具の一部だと思ふのですが、非常に時宜を得た取り上げだと思ふのです。まず文部省に聞きますけれども、こういうのは御承知であるかということ、こういったものの推進に協力しておりますか。

○石川説明員 お答えいたします。

事実関係については、ただいま先生御指摘のとおりのことと承知しております。なお、高野連に

おきましては、全国的にこの運動を展開していく方針であるというふうな承知しているところでございます。

こうした折損金属バットのリサイクル運動といったことは、次代を担う青少年が資源を大切にすると、あるいは自然の環境を守るといった態度を培っていく上で大いに役立つのではないかと。そういう意味で大変教育的な意義も大きく、好ましいことというふうな考えているところでございます。

今後、私どももいたしまして、こういった運動がより広がり、円滑に展開されるよう期待しております。必要に応じて関係団体等の指導に努めてまいりたい、かように考えているところでございます。

○川俣委員 これは一金属バットのみならず運動用具、これは何も高校生、学生だけに限らず社会全般に、例の倉庫に埋まっておる現状をリサイクル、ごみ処理、そして今の特定施設というものは、どちらかというところクリエーションという運動場のなごりがある、小林さん、ぜひこの機会にそういった潜在的な廃棄物をどんどん出すように心がけていただきたいと思います。

そこで、最後に大臣に伺いますが、今回、非常に新たな発想の法案でございます。小林さんはPPPの問題に抵触しないのだと、言い張るのか自分言いついて聞かせるのか知らぬが、しかし、汚染者負担ということだけに余り固執していると、この法案は余り役に立たない。さりとて、さつき鈴木さんが言っていました、財団の運営と処理を間違つたらえらいことになるよ。ごみが妙なものになります。

それから三つ目は、やはりこれは各官庁と非常に関係がある。これは大臣でなければできない問題ですから、閣議というもので、四つ目は、地域住民とのコミュニケーションとか話し合いがうまくいかないと、今の参議院のように進まないだろうと思つたので、その辺を何とか工夫していくべきではないだろうか、こういう感じも受けておるので、大臣、ひとつさつきばらんに、今ま

での論議を聞いて、この法案が成立した後の考え方を伺つて、私の質問を終わります。

ほかの官庁に言いますが、建築廃材なんて、研究段階とか建設業界が今勉強している、何の話だと言いたくなつてしまつたので、理事のところでも当然これは附帯決議に強い条件をつけるように聞いたので、ぜひその辺を拳々服膺して推進してもらいたいと思う。

以上です。

○山下国務大臣 きようは非常に建設的ない意見ばかりお伺いしまして、私も大変参考になりましたが、最後の先生の締めとしての御質問、非常に広範囲にわたつております。

これはどのように答弁していいかわかりませんが、せじ詰めれば、お話の要点からすると、まず汚染者負担の問題、それから省庁間の連携の問題、さらには地元の合意の問題、この三つに要約されるかと思つます。ここらあたりに大きな主眼を置きながら、この問題の処理については進めてまいりたいと思つます。

○川俣委員 ありがとうございます。終わります。

○牧野委員長 午後零時三十分より再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後零時四十分開議

○牧野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 私は、この法律の実効性についてお伺いをしたいと思います。

まず、期待される効果、これにつきましてもどのように認識しておりますか。

○小林(康)政府委員 昨年、廃棄物処理法が改正をされて、産業廃棄物処理に對します各種規制の強化などが図られたところでございますが、特に最終処分場など増大いたします産業廃棄物を

適正に処理するための施設の整備が促進されなければ、不法投棄等の不適正処理の防止など産業廃棄物の抱える問題の解決は困難であると考えております。

この法案は、従来排出事業者、産業廃棄物処理業者、地方公共団体が関与いたします第三セクターが専ら行つてまいりました産業廃棄物の処理施設の整備につきまして、排出事業者責任の原則の範囲内で国も関与する制度的枠組みを提供いたします。その施設整備の促進を図ろうとするものでございます。

この法案の制定に伴いまして、主務大臣によります特定施設の整備計画の認定を通じた周辺住民の理解の向上や、特定施設の整備に對しますNTT・Cタイプ融資等の融資制度、各種税制上の優遇措置、周辺公共施設の一体的整備等の支援措置を講ずることによりまして、モデル的な産業廃棄物の処理施設の整備が促進され、これによりまして全国の施設のレベルアップが図られることが期待されておるところでございます。また、産業廃棄物処理業者等に対します債務保証、新たに事業を起こします起業化助成などの産業廃棄物処理事業振興財団の業務を通じて、優良な処理業者が育成され、産業廃棄物への信頼が向上する、これをねらいとしております。

これらによりまして産業廃棄物の処理施設が十分に確保されれば、不法投棄等の減少及び処理費用の高騰の抑制が図られ、ひいては良好な生活環境の保全と円滑な産業活動の確保に資することになるものと考えております。

効果といたしましては以上のとおりでございます。

○遠藤(和)委員 今、長々と説明がありましたけれども、不法投棄等の不適正処理が減少する、あるいは処理費用の高騰が抑制されると言つておりましたが、これは定性的な問題。定量的にとらえてみてどの程度の効果がある、このように考えておりますか。

○小林(康)政府委員 不法投棄の減少あるいは処

理費用の高騰の抑制につきましては、処理施設の整備状況だけではなく、排出抑制や減量化・再生利用の推進、経済活動の状況等のさまざまな要因により影響を受けるものでありますことから、本法案でどの程度の効果が出るかを数字を用ひまして定量的に試算をしますのは困難な面がございますけれども、モデル的な施設整備を通じて全国の施設のレベルアップが図られ、その整備の促進によりまして不法投棄の減少、処理費用の抑制に大きく資すると考えております。

今回の法に基づきます全体の中でのウェイトを試算をしておりますが、今後十年間に必要となります産業廃棄物の処理施設の整備費を、産業廃棄物の排出量が二〇〇〇年に五億トンに達するなどの仮定のもとに試算をいたしますと、公共関係及び産業廃棄物処理業者によります施設整備費は合計三兆七千億程度と見込まれております。本法案の振興財団の債務保証制度により少くとも一割程度は分担ができる、それにより施設の整備を促進することができると試算をしております。

○遠藤(和)委員 これからこの法案が成立いたしますと、大体年間四ないし五カ所くらいモデル施設として整備していく方針と聞いております。平成四年度は岩手県、福岡県、兵庫県、北海道、東京都で具体的な計画を進める、この中身をもう少し詳細に教えてください。

○小林(康)政府委員 それぞれの地域で今回の法案を念頭に置きながら検討が進んでおりますが、最も検討が進んでおりますところといたしまして、岩手県、神戸市、島根県、福岡県、この四カ所がございまして、平成四年度に事業が着工の運びになるのではないかと、こういうふうに見ております。

これらの計画の内容でございますが、岩手県におきましては管理型の最終処分場、焼却施設、破砕施設、神戸市では焼却施設、建設廃材の処理施設、廃酸、廃アルカリ等廃液の処理施設などがございます。島根県及び福岡県では管理型の最終処

分場及び安定型の最終処分場、これらの計画を含み検討しておられるように聞いてございます。これらのほかに、先生お挙げをいただきました箇所を初めといたしまして、全国で十カ所程度の特定施設の整備についての検討が進められているというように私も聞いております。

○遠藤(和)委員 午前中の質疑でも若干指摘をされたわけですが、産業廃棄物の処理とP P P原則についてお伺いしたいのですが、今まで政府はこのP P P原則というものをかたくなに貫き通した。このために、産業廃棄物処理にかかわる自治体の関与というものを阻んできた傾向があるのではないかと思っています。

古い話ですが、私、昭和六十二年八月十八日に産業廃棄物処理施設に関する質問主意書を提出いたしました。この中で、当時は産業廃棄物の処理施設は届け出制だったのですけれども、届け出制というのは大変問題があるのではないかと、それからもう一つは、関係地域住民の意向というものが届け出制の中では反映されにくくなっているのだ、同意というものを考える必要があるのではないかと。あるいは産業廃棄物処理施設の設置並びに運営については、直接行政に携わる都道府県が責任を持って行うようにすべきではないか、このようなことを質問いたしましたのでございます。

政府の当時の考え方は、例えば「産業廃棄物は事業活動に伴って発生するものであるため、当該事業活動を行う事業者が自らの責任において適正に処理すべきものと考えている。」いわゆるP P P原則ですね。「なお、都道府県においては、主として広域的に処理することが適当であると認める産業廃棄物の処理を行うことができる」ともなっている。「このことを答えるにどうもなっているわけでございますけれども、今全国の様子をうかがっておりますと、産業廃棄物処理施設の設置をめぐる状況は、まさに地方自治体としてはなかなか得ない状況になっているわけですね。こういう状況を勘案いたしますと、私は昭和六十二年に質問主意書を提出いたしましたけれど

も、その当時の政府の考え方というものは大きく変えざるを得ない状況にあるのではないかと、このように認識をするわけですが、その辺の見解はいかがですか。

○小林(康)政府委員 排出事業者処理責任、P P Pにつきましましては、人によりましていろいろの考え方、広い範囲でとらえる方から狭い範囲までいろいろの方がございます。私もP P PにつきましてはO E C Dが定めました処理費用の負担責任というものをベースに置いておりまして、産業廃棄物の処理については、少なくともその費用は排出事業者が負担すべきであるというのを原則に置いております。

それから考えますと、この制度はその範囲内のものでございまして、従来とも都道府県が広域的に処理ができるというように、公共の関与も法律の上で定めておるものでございます。今回は、都道府県の広域処理というのでございまして、規定にとどまらず、それより踏み込んだ施策を展開しようというところで、改正処理法で廃棄物処理センターの規定をお入れいただきましたものと、本法では特定施設の設置に對しますN T T・Cタイプ等の政策融資、あるいは周辺公共施設の一体的整備等の支援策の制度を講じたものでございまして、これは都道府県の産業廃棄物の処理責任の一部を移転する、移しかえるというものでございまして、排出事業者が処理費用を全額負担することを前提といたしまして処理施設の整備に当たりまして、公共が刺激的な政策、インセンティブを与える枠組みを提供するというものでございまして。

現在、日本の産業廃棄物処理施設が不足をし、広域的処理が必要となつていられる一方、それを受け持つております処理業者の資本力が十分でない、信用力も十分でないというところから、処理施設が不足をしておる状況のもとで、排出事業者がみずからの責任で産業廃棄物の処理を円滑かつ適正に行うことができるよう、産業廃棄物の処理業者等を支援をいたしまして処理施設の整備を支え

る、促進をしようということでございます。

改正法及び本法によります施設整備促進のための措置といえますものは、排出事業者処理責任の原則の範囲内で、その原則を履行するために必要な条件整備を図る、こういう意図を持って制度化した、内容を整えたというふうに私も私どもとしては考えております。

○遠藤(和)委員 それですから、P P P原則をどうとらえるかという問題があるのですが、私が質問主意書を出した昭和六十二年ごろの認識と現在を比べますと、自治体のより積極的な関与というものを認めざるを得ない状況になっているわけですね。ですから、今まではP P P原則というものを余りにもかたくなに貫き通したといえますか、これがやはり実態といたしましては、地方自治体としてはこれはまさに大きな政治問題でございまして、そういう状況があるわけですね。

ですから、さきの廃掃法の一部改正のときに届け出制を許可制にしたり、あるいは、お話がありましたが、都道府県も出資する第三セクターの廃棄物処理センターをつくることを認めたり、今度の法案の中にも、特定施設を認定をいたしまして、その周辺の公共施設まで含めた整備に對して地方財政措置や国庫補助を行う、あるいは特定施設の整備を行う産業廃棄物処理業者に對して、N T TのCタイプの融資とか財投融資を行うというふうになんか強化されたといえますか、国や自治体の関与というものが積極的に取り入れられてきたわけですね。それを考えると、昭和六十二年当時のこの質問主意書の認識というものが一歩近づいてきたのではないかと私は認識をしております。すけれども、そのように理解してよろしいですか。

○小林(康)政府委員 今回の法案によりまして公共関与を強めようというお話のとおりでございまして、なぜこうした公共関与を強化しようというに至ったかというのは、先生の質問主意書以来の御指摘の点を踏まえての施策でございす。ただ、P P P、排出事業者責任といえます

は、一番ぎりぎりのところで申し上げますと、汚染物質の排出事業者による処理費用を負担させ、外部不経済を内部化することによりまして事業者間の公平を図るとともに、資源配分の最適性を維持しよう、こういうふうな考えでございまして、こうした原則に照らして考えますと、その原則の範囲内の措置でございまして。

もしP P Pを非常に広くとりまして、産業廃棄物については排出事業者が化学的な処理も含めてみずから処理すべきだ、こういうような論というふうにとらえますと、それは今回踏み越えまして、公共がさらに踏み込んだ支援措置を講じ、条件整備を図るうではないか。ただし、それに要する費用といえますのは排出事業者が負担をするという形で、O E C Dが共通認識としておりますP P Pの原則にかなうラインでの施策、こういう整理をしておるところでございまして。

○遠藤(和)委員 私は、何もP P P原則を無視しろとか、ないがしろにしろということをおっしゃるわけじゃありません。これは大事な原則でございまして、今後も貫き通してもらいたい。そうでなければいけないと思っております。

ただ、余りにもかたくなにこれをとらえまして、自治体の関与は一切ないんだとか、そういうふうにするとか大変な問題が起こってくる。これは実態的には、まさに地方自治体の首長さんにとつては今最大の政治課題になっているわけですから、その方々が十分に地元に対応できるような制度というものでなければいけないわけですね、私は今回の法律の提出が本当は十年おくれであるんじゃないかと思うのです。もっと早くその辺の措置ができていれば、現場では大きな混乱を招くことなくできたのではないかと、このように思うわけでございますが、どうです。十年か五年かわかりませんが、法律提出が少しおくれたという認識は持っておりますか。

○小林(康)政府委員 産業廃棄物の処理は企業活動に伴って生ずるものでございまして、企業活動の中で体制が組めれば望ましいという原則的な

考え方がございまして今日までやってきたわけでございまして、それでは各地で行き詰まる状況が出てきておりますので、企業活動の自主的な努力のみでは適正処理が図りにくいという状況がございまして、公共がさらに積極的な関与をして、適正な処理施設の整備あるいは処理業の育成を図ろうというところで、今回新しい施策として法制化を図ろうとしたものでございます。

○遠藤(和)委員 念のために伺っておきますけれども、このPPP原則と行政の関与のあり方につきましては基本的な見解を今の時点で明らかにしておいてもらいたいのですが、この辺についてはどのような認識を持っていますか。

○小林(康)政府委員 まず排出事業者責任の原則でございますが、これは先ほど申し上げました汚染物質の排出事業者による処理費用を負担させ、外部不経済を内部化することによりまして事業者間の公平を図るとともに、資源配分の最適性を維持しよう、これを私どもPPPの原則というふうに理解をしております。この原則に照らしまして、産業廃棄物の処理費用や処理施設の整備費を直接公共が負担をする、これは処理責任そのものを排出事業者から公共へ移転することになり不適当である、処理費用は排出事業者により負担を求め、これを原則とすべきというふうに考えております。

しかし、我が国の産業廃棄物の状況といえますのは、民間のみによりまして処理施設の設置では対応が困難となっている状況がございまして、公共関与を行いつつ処理施設の整備の促進を行い、排出事業者が処理責任を履行するための条件整備を図ること、これが不可欠でございまして、公共に求められているというふうに考えております。

こうしたことから、排出事業者が処理責任を有するということを前提といたしまして、公共性、公開性の高い特定施設の整備を政策融資という間接的な手法を促進をし、それによって全体の施設整備の促進を図ることが適当である、こういう考

え方から本法案の制度をまとめたものでございまして、今後ともこれらの基本的考え方に基づいて具体的な施策の展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 具体的な例を申し上げたいのですが、産業廃棄物処理施設の設置、これは何回も私、先ほど申し上げましたが、今地方自治体においては大きな政治問題になっております。

その具体例でございしますが、徳島県の吉野町という町がございまして、ここに徳島県CRE協同組合が産業廃棄物処理施設を建設しようとしたしまして、そこで、住民の皆さんの中から安全性あるいは環境問題で心配な点があるということで、広範な反対運動が起こりました。その混乱の中で、経緯は省略いたしますけれども、平成四年三月二十四日に地元町長の皆さんが辞任届を出さざるを得なくなった。議会に辞任届を出しまして、三月二十六日に議会でも町長の辞任が承認された、こういうことが起こりました。

それでその後、地元のこの施設に反対をされる方々が県知事のところに参りまして、知事に反対の意見を述べたわけでございまして、知事は四月七日に皆さんの前で回答をいたしまして、この施設の必要性は認めるけれども、社会的、政治的な混乱がある中で許可は直ちに与えない、そういう旨の回答をされて今日に至っているわけでございまして、厚生省はこのことの経過等について承知しておりますか。

○小林(康)政府委員 徳島県吉野町におきまして徳島県CRE協同組合の設置いたします産業廃棄物の処理施設につきまして、先生ただいまお話のございました経緯は、県から報告を受けております。

○遠藤(和)委員 それで、この町長さんの辞任あるいは知事さんがそのように発言をされた、このことについてはどのような感想を持っておりますか。

○小林(康)政府委員 現行の廃棄物処理法におきまして、産業廃棄物処理業の許可は、申請者の施

設及び能力が技術上の基準に適合し、かつ申請者が欠格要件に該当しない場合には与えなければならぬこと、こういう制度でございまして、また、許可に当たりまして必要があれば、都道府県知事は生活環境保全上必要な条件を付すことができることとされているところでございまして。

厚生省といたしましては、これらの規定の範囲内で、本件の処理施設が地元で円滑に混乱なく整備されるよう、必要があれば徳島県を指導してまいりたいと考えております。

○遠藤(和)委員 ですから、最終的に知事がそう判断された。政治判断も含めての判断だと思えますけれども、この判断について厚生省は支持するのかもしれないのか、これを聞いています。

○小林(康)政府委員 厚生省が一方的に支持をするという立場にはございせんが、県から御相談がありましたら、法の趣旨に沿いまして厚生省としての見解を申し上げたいと思っております。

○遠藤(和)委員 これは事務局じやなくて大臣に聞きたいのですけれども、やはり知事という地方の最高の責任者がそういう政治判断をされて、そういうふうな結論を出された。これについて同じ政治家といたしまして、こういう事情というものを加味して知事がそのように判断をされたことについて、厚生大臣は支持をいたしますか。

○山下国務大臣 知事の権限あるいは町村長の権限と申しますか、そういった責任問題の前に、やはり私は、国民自体が今日のごみに対してもう少し認識を深めていただきたいという私個人の願望もあるわけでございまして。

ただ、ごみと言えは汚い、こういう感覚ではなくて、産業廃棄物はそう汚いものばかりありませんし、そういうものも理解しながら、今は一年間に三億六千万トンのごみが出ている。国民一人当たり三トンのごみが出ているのですから、これはどこかでこれを処理しなければ日本列島というのはごみで埋まってしまう。

ですから、そういう観点から、地方自治体でもひとつその地方の住民の方々の御理解を受けるた

めの努力をさらにしてもらわなければ、処理業者あるいは地方自治体も入って円滑に合意ができたにもかかわらず、一部から反対と言えはもうすぐその方に全部が傾いてひっくり返ってしまうというところでは、どこでもどこでも持つてくるなどというところになって、一体ごみはどうなるんだらうという、これは二十一世紀に向かっては大きな日本問題だと私は思っております。

そのためには、汚いからとにかくだめだという頭ごなしのことではなくて、やはり知事さんも町村長もつらい面もある、いろいろあります。私も体験しましたけれども、今度持つてくるごみはこういうものである。間違つた場合には自分たちもちゃんと責任をとるぐらいの確固たる信念で、そして、なるほどそうであれば決して危害を及ぼさないし、あるいはまた処理した人たちが谷間を埋めて、そして上の広いところにまたいろいろな施設をつくって、それが町民の福利のために役立つというふうなこともあるならば、そこまでひとつ町村長も知事もよく説得するために努力をしてもらわなければならぬと思っております。

私は、しかし最後は、やはり地元の反対があればできないと思います。地元の反対があつたままやればいろいろなことが起きますから、それはだめだと思ひます。しかし、その納得させるための努力についてはさらに地方自治体にお願ひしなければならぬ。それがこれからのごみの処理について一番大きな問題だと思っております。

○遠藤(和)委員 ですから、こういったPPP原則と自治体の関与の問題に触れるわけですが、やはり自治体の関与というのを積極的に認めていかないと、PPP原則だけでこの処理を考えなくちゃいけないわけでございまして、そういった法的整備を早く進めておく。そして、地方自治体の考え方というのはそこに住んでいる人が一番よくわかるわけでありますから、その知事さんが、届け出制ではなくて許可制になったわけですから、許可をしない、この判断をされるのは当然

のことだと私は思うのです。

それは、積極的に知事さんも産業廃棄物施設の必要性は認めているし、ぜひ地元の理解を得てもらいたいと思っているのですけれども、現在の状況ではとも地元の皆さんの同意が得られない状況である。そうすると政治判断としては、当分の間は、理解が十分に得られぬままでは凍結するなりあるいは許可を与えない、こういう判断は当然の判断だと私は理解するわけですね。

ですから、厚生大臣には、地元の自治体の皆さんが大変悩んでいるという実情をひとつ知っていただくためのモデルとして私は申し上げたわけですが、これを一地方の問題だけということと捨ておくのではなく、積極的にそれが建設できるような環境整備を整えていくという努力もぜひ厚生省にお願いをしたいし、また今の状況の中ではこの知事の判断というのは妥当なものである、こういうふうな判断もぜひ明確にお答えを願いたい、こう思うのでございますが、いかがでしょうか。

○小林(康)政府委員 お挙げをいただきました徳島県の事例、全国的に共通性を有する問題というふうに私も考えております。地元を初め関係者の理解と協力なしには、この事業が円滑に進まないのは御指摘のとおりでございます。

法律上の規定からいいますと、処理業の許可の要件というのは法律で列挙しておりまして、地元の反対あるいは政治的混乱というものは要件にはしていないわけでございますけれども、例えば果がその許可を与えることによりまして混乱が生じ、ひいては生活環境保全上も支障を生ずるおそれがある、こういうような判断の場合には、その範囲内におきまして、行政指導としての措置の余地もあり得るのではないかとこのように考えております。

ただ、法律上より、そのみをもつて許可をしないというふうなことになると思いますと、法律の趣旨は客観的に生活環境の保全を図るための規定でございますので、少し幅広い理解が

要るかとは思いますが、指導につきまして、状況を県から御相談がございましたら、また丁寧に相談に乗っていきたくと考えております。

○遠藤(和)委員 地元の新聞にこうした表現で出ているのですが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物の処理業者の許可権は知事にある。確かにそうです。「しかし、同法は「要件を満たしていない場合、許可してはならない」と定めているだけで、条件を満たした場合、拒否する権限が知事にあるかどうかは「判断が難しいところだ」(厚生省産業廃棄物対策室)「こうあるのです。ですから、知事がそうした判断をしたことについて厚生省産業廃棄物対策室がコメントしたのかどうかかわからないのですけれども、こういった表現であると、大変これは中途半端な感じなんです。

私が問題にいたしておりますのは、この法律の条文上の問題ではなくて、やはり地元の首長としては政治判断をせざるを得ない状況に追い込まれていることでございますから、先ほど山下厚生大臣もおっしゃいましたけれども、地元の反対がある以上でできないでしょう、こんな判断をされてはたわけです。私はそれが意味での高度な政治判断というものではないのか、こう理解をするのですが、そのように山下厚生大臣の発言は理解してよろしいでしょうか。

○山下(国務)大臣 原則としては、私はそう理解していただいていると思います。

ただ、地方の混乱を見ますと、処理業者も運搬業者もあるいは自治体も関与して、三者で調印した。ところが、その後また一部から反対が起きて、せっかく調印して円満にいかけたものを、その施設もつくったのにまためちやくちやになるようなケースもあるわけでございますから、そこらあたりが一番難しい問題で、したがって、そこまですなぬように、あらかじめ地元の住民の了解をどの程度で、どういうやり方とるかというところが今後非常に難しい問題だと思いますが、いずれにしても、繰り返し申し上げるように、地

元の方々の御納得をとらなければ、なかなか実際は事実問題としてはできないと思うのであります。

○遠藤(和)委員 わかりました。じゃ、次の問題に移りましょう。

産業廃棄物の国内での越境問題といいますが、これはPPP原則ということからいえば全国どこで処理をしてもいい、こういうことになろうかと思うのですけれども、本来はできるならば地域内で処理するというのが私は原則ではないかと思うのです。望ましい姿としてはそれが原則だ。しかし、それは実際問題として不可能な事態もある。したがって、それを発生したところではなくて他府県で処理せざるを得ない状況にある。これはその地域でお認めいただければそれで結構、こういう縛りという考え方といえますかを私は支持したいのですけれども、厚生省はこの産業廃棄物の処理については、原則は地域内で処理するという考え方のなか、日本全国どこでもいいんだ、それが理想の姿なんだ、こういう考え方のどちらが原則なんでしょう。

○小林(康)政府委員 産業廃棄物につきましては、運搬効率の向上あるいは運搬中の環境保全上の配慮の観点からは、その排出源の近くで処理されるのが望ましいというふうには考えておりますが、特に大都市圏におきましては、廃棄物処理施設の立地困難性、不足等の理由から、都道府県を越える産業廃棄物の広域的処理が避けられない状況にもあるというふうには考えております。したがって、そういう現実の状況も踏まえ、円滑に産業廃棄物の処理が図れることが重要というふうには考えているところでございます。

○遠藤(和)委員 リサイクル施設だとか最終処分場の確保の問題、これはまさに大きな問題になっているわけですが、今回の法律の制定の趣旨もそこにあるわけですね。今後は予算が大きい問題になるわけですが、これは私の最初のこの法案の実効性にも関係する問題ですが、やはり国が積極的に産業廃棄物の処理処分場の確保について、予算

も含めてこのように対処していくという決意を最後に伺っておきたいと思っております。

○小林(康)政府委員 産業廃棄物の処理施設の整備費そのものにつきましては、国が補助という形で助成するのは適当でないというふうに考えておりまして、産業廃棄物処理施設整備のための条件整備のためにひとつ国も力を出そうではないかということ、基金を造成いたしますための助成といったしまして平成四年度一億円、平成四年度を含め五年間で十億という前提のもとに、一億円の予算を計上しておるところでございます。

それから、支援対策ということで、産業廃棄物の処理施設に対しましてNTT・Cタイプ融資の導入の方針を決めておりますし、周辺施設に対しまして融資を決めておりますし、それから税制上の優遇措置を講ずる、あるいは地方公共団体の支援措置を強化をする、あるいは周辺での公共施設の整備に対しまして国庫補助での配慮を行い、あるいは地方財政措置を講ずるといような形で、施設整備のための条件整備のために適切な財政援助、税制上の措置を講ずるといことになっておるところでございます。

○遠藤(和)委員 パーゼル条約の批准についての国内法の整備を聞きたいのですが、これは去年からいろいろ問題になっておりまして、できればこの環境サミットまでに間に合わせるべきではないのか、こういう状況で厚生省、通産省、それから環境庁ですか、各省で調整を行ってきたところ、環境委員会の方にもまだ法案が提出されておられませんし、その調整がまだ続いている。こういう状況では当然環境サミットには間に合わない、スタンスをいたしまして、厚生省といたしましてはこの廃棄物処理法の改正という問題が一つあります。それから水際も含めた新しい法律をつくる。これは、例えばこの新しい法律については三省共管法律にして、あと廃掃法の改正は厚生省で行う、こういうふうな整理になっているのですか。

○小林(康)政府委員 パーゼル条約加入に伴います国内法の整備に関しましては、廃棄物処理法を所管いたします厚生省、貿易を所管いたします通産省、環境問題の総合調整を行います環境庁が、それぞれの所管から見まして適切な役割分担になるよう、現在鋭意調整中でございます。

○厚生省としての役割でございますが、国内での廃棄物の適正処理を確保し、さらに排出事業者の責任を担保する、こういう観点から廃棄物の輸出入の規制措置、国内体制の整備を図る必要がございますので、これらを織り込んだ廃棄物処理法の改正を検討しておりますところでございます。

きょうは周辺の環境をどうやって保全するか、そのことを軸にして質問します。

法案の第十一条、「都道府県は、基本指針に基づき、特定施設の整備が行われ、又は行われるべき地区を含む地域のうち、当該特定施設の整備によりその生活環境等が著しく変化する場合がある」云々、こうされておりますが、まず「生活環境等」の「等」は何を指しているのでしょうか。どんなものを含んでいるのでしょうか。

○小林(康)政府委員 「生活環境等」の影響として具体的に想定をしておりますのは、特定施設の設置による交通量の増加、農業用水、飲料水への影響等の社会的、経済的条件への影響が考えられる。この社会的、経済的条件を少し広目にとれますように「等」という表現を入れておるところでございます。

○児玉委員 厚生省が昭和六十年十二月十二日、「厚生省所管事業に係る環境影響評価の実施について」というものを出されておりますけれども、その一連のものの中で環境要素とはいふ部分がございます。「公害の防止に係るもの、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭」「自然環境の保全に係るもの、地形・地質、植物、動物、景観、野外レクリエーション地」こういうふうな極めて具体的に指摘をしておりますね。それらを全体として環境要素と述べている。これは皆さんがこの法案で言っている「生活環境等」の内容になりますね。

○小林(康)政府委員 環境影響評価の要綱に基づきます厚生省としての範囲をお挙げいただいておりますが、そういう範囲も念頭に置きながら「生活環境等」の規定でございます。

○児玉委員 そのところははっきりさせておかなければいけないわけけれども、皆さん方はこの環境調査をやる要件として、産廃の最終処分場の場合、三十ヘクタールを超すものについては厳格にこの環境要素を一つ一つの要件として環境調査をされますね。とすれば、一部というよりはこれが中心になりませんか、三十ヘクタールを超している場合は。

○小林(康)政府委員 三十ヘクタールを超える埋め立てを含みます最終処分場につきましては、閣議決定に基づく要綱のアセスメントを実施することとしておりますので、その要綱はすべてかかってまいります。

○児玉委員 その点を一つ確認をしておきます。そこで「著しく変化する」、あえて「著しく」というふうに述べておりますね。これはどういうことを考えてそのようにお述べになったのですか。

○小林(康)政府委員 収集運搬車の増加によりまして、従来の道路では交通の安全に著しく支障が生ずるおそれがあることから道路を拡幅する必要があるような場合、あるいは焼却施設等の設置によりまして従来の緑地のスペースが著しく損なわれるようなことから、公園や緑地、一般的に緩衝緑地等と言われるものを含めて公園や緑地を設置する必要がある場合など、このようなケースを想定しておりますところでございます。

○児玉委員 どうも伺っておりますと、厚生省は特定施設の認定その他に当たって「生活環境等」と言われる場合、主として騒音、振動などを考えているんじゃないか、こういう印象を受けます。ところが、三十ヘクタールを超す場合、この点については後からちよつと議論しますが、まず言っているのは例えば大気汚染、それから水質汚濁、自然環境の保全に關していえば地形・地質等です。そして「著しく」という表現に私が多少こだわりますのは、地域の住民の方々が一番心配するのは、公共の上水道の取水源の近くにそういったものがつくられて、そして水質汚濁を通して上水道を汚染される、これを一番おそれている。そして厚生省自身がそのことについては最もシビアな基準をおつくりになり、いろいろとそれなりの点検をなさっておりますね。

それで、厚生事務次官の「環境影響評価の実施について」では、水質汚濁の部分を見ますと「一定程度以上の汚濁負荷を与えるおそれがある場合」、これは素直に読んで理解できます。一定程度以上の汚濁負荷を与える著しいおそれがある場合

とは決して言っていないんです。おそれで十分です。そのほか大気汚染、騒音、振動についてもそれぞれ素直な表現をしています。それらをくるとき、なぜわざわざ著しいという限定的な言葉を入れないといけないのか、お答えいただきたいと思ひます。

○小林(康)政府委員 著しいとの要件を課しましたのは、特定周辺整備地区の指定によりまして周辺公共施設の一体的整備は、民間事業者である第三セクターあるいは産業廃棄物処理業者が設置をいたします特定施設の立地を支援するものであることから、相当程度の影響を生ずるおそれがあることと判断される場合に限定する必要がある。いわば、この周辺整備地区の指定という観点から、著しいという形容詞がついておるものでござい

○児玉委員 議論をかみ合わせるために、ちよつと共通の土俵をつくりたいと思ひます。この特定施設の面積が三十ヘクタール以上になった場合、その場合は昭和六十年の厚生事務次官が出された「環境影響調査の実施について」、このとおり行われることになりましたね。イエスかノーか答えていただきたいのです。

○小林(康)政府委員 そのとおり実施されることになりました。

○児玉委員 そうなりますと、そこは一つ確認します。

もう少し規模が小さい場合、その場合にやはり厚生省としてこういう場合の環境影響評価について一つの体系を持つていらつしやる。その体系がここに、いろいろ議論はまだありますけれども、示されていると思ひますね。規模が小さいからというので、例えば「生活環境等」という言葉を使い、「著しく変化」というふうに述べる、このところが私は理解できないのです。どうでしょう。

○小林(康)政府委員 環境影響評価の実施要綱のガイドラインに達しないものにつきましては、それぞれの事業の判断に任せているというのが現在

の制度の上でございます。本法によります事業に当たりましては、環境に十分配慮して計画、事業実施を行うよう、そうした理念に基づいての法律の体系を組んでおるところでございます。要綱が言いますようなアセスメントをこの事業にそのまま適用するという制度ではございません。

○児玉委員 前の質問のときもちょっと紹介しましたが、リサイクル団地をつくらうとしている札幌の幹部の皆さんと議論をしたとき、どこに立地するのかということはまだ社会的に明らかにしていません。どの辺を考えているかと聞いたら、間違っても水道の取水源に影響を与えるようなところにつくるつもりはない、こう言っています。できれば海の近くの低湿地域あたりを選びたい。これは自治体としての一つの見識だと思います。

千曲川の建築廃材を処分すべき大型の処分場の予定地に行きましたとき、その処分場そのものがある市町村よりも、下流域の方たちの警戒心というのは非常に強くて、県を越えて新潟県に及んでいます。

そういうふうに見ていきますと、面積が三十ヘクタールを超えているかどうかにかかわらず、何といたって環境に一番鋭い影響を与え、住民の健康に好ましくない影響を与えるという点で、この水質汚濁のところが一つ軸にならなければいけません。立地に当たっても、間違っても公共上水道に影響を与えるようなところは避けるということでの指導が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○小林(康)政府委員 下流に水道水源があります場合に、その水道水源に影響を及ぼすような放流水を出さないようにというのは、廃棄物処理法の規制の基本的な理念でございます。

今回の計画に当たりまして、廃棄物処理法の規制は十分守ることとしておりますが、その直下流に飲料水の取水口等がありまして、影響が心配をされるというふうなケースは想定されるわけでございます。飲料水への影響の可能性が高い場合には、それを生活環境等への影響というふうにし

てとらえまして、都道府県等が特定周辺整備地区の指定を行うに当たりまして考慮する要件になることがあり得るというふうに考えております。

○児玉委員 そのところは厚生省としてぜひそれこそ著しくナールパスであってほしい、こう思います。

時間の関係もありますから、今のことに関連して法案第三条にあります基本指針、その六番目に「環境の保全その他特定施設の整備に際し」云々、これまでの審議の中で厚生省の答弁を振り返って三十八ヘクタールを超す場合は云々、そして、そうでない場合は必要に応じて環境調査を行うか、その点を検討するというふうに述べられております。このところの厚生省の真意をぜひ答えていただきたいのです。

○小林(康)政府委員 閣議決定に基づきます環境アセスメントは、手続も含めまして、他の開発事業等とのバランスも考えまして、日本としてアセスメントを行うべきというところでバランスを考えて線引きをし、廃棄物処理施設の調査検討とご一緒に、今回の法案に基づきます計画あるいは施設整備は、さまざまな規模のもの、さまざまな立地条件のものがございまして、それらの実情に応じまして環境への影響を調査検討をする、こういう整理をし、その結果を十分配慮しながら施策を進めていく、そういう制度にしたところでございます。

○児玉委員 産業廃棄物の最終処分場で三十ヘクタールを超しているものは現在全国に何カ所あるでしょうか。

○小林(康)政府委員 平成二年四月一日現在で知事等への届け出がなされております最終処分場、安定型が千三百七十七、管理型が千三百三十三ございます。現時点でこのうち三十ヘクタール以上は幾らかというきつちりした数字は持ち合わせておりませんが、数十程度は三十ヘクタールを超える、そのうちのオーダーというふうに考えております。

○児玉委員 例えば札幌などが予定しているリサイクル団地は二十ヘクタールです。それでも相当な規模ですね。三十ヘクタールという規模の設定というのは、過大に過ぎるんじゃないかという強い懸念を私は持ちます。その後、公害、環境保全という点については世論も変化してきておりますから、三十ヘクタールという線引きについて厚生省としては検討を行うべき時期にきているのではないかとというのが一点です。

それからもう一つは、今の厚生省の答え、ある程度わからなくもないのですが、この特定施設について、面積が三十ヘクタールに至っていないくても、皆さんが出している環境影響調査の手法、それを最大限生かして環境調査を進めていく、こういうふうな運用していただきたいというのが二点。この点についてお答えいただきたいと思っております。

○小林(康)政府委員 閣議決定に基づきますアセスメントの実施対象でございますが、全体として対象を見直そう、こういう状況になりましたら、私もその適用規模につきましても検討していきたいというふうに考えております。

次に、本法に基づきまして行います場合の環境への調査検討の手法、適用の詳しきでございますが、地域の実情あるいは計画の程度によりまして適切なものとなるように、指導あるいは配慮していきなさいというふうに考えております。

○児玉委員 質問を終わります。

○牧野委員 質問を終わります。

○柳田委員 振興財団についてお尋ねを申し上げます。

この振興財団設立のために五年間で国が十億円、そして地方公共団体が三十億円拠出することになっておりまして、これにプラスしまして民間事業者が百二十から百三十五億円余りを拠出するということになっております。この基金の大部分、今数字を申し上げましたけれども、大部分を事業者が拠出して設立されますけれども、実際に債務保証等を実施される場合に、資金を出した事

業者の系列といえますかグループ、それと資金を出さなかったところのグループと申しますか、このグループに対して差が出るのかどうか。具体的に申し上げますと、資金を出していないところの事業者が計画をした場合に何らかの問題とかが出てくるのか、お尋ねをしたいと思っております。

○小林(康)政府委員 最初に基金の規模でございますが、民間事業者等からの出金は八十ないし九十億、国、地方公共団体の分も含めまして、全体で百二十から百三十億の規模を予定しておるところでございます。

そこで、排出事業者からの出捐の有無にかかわる扱いのお話でございますが、振興財団の基金に對しましては、排出事業者からの拠出だけでなく、国からの補助、地方公共団体からの協力金、拠出が行われますほか、民間からの拠出金についても税制上損金算入措置が講じられる、こういう性格の基金でございます。振興財団の業務につきましましては、公平性、公開性を確保することが不可欠でございます。したがって、お話がございましたように、出した出さないで差をつけるというふうなことはしないものというふうに考えております。

なお財団は、この法案におきまして、事業計画の認可あるいは報告徴収等の規定を整備しております。厚生大臣の厳しい監督下に行われるものでございまして、業務の公平性、公開性は保たれるものと考えておりますが、今後、財団の業務が適正に行われますよう指導してまいりたいと考えております。

○柳田委員 差別がないようにお願いをしたいと思っております。

また、この財団の役員構成についてお尋ねをしたいと思っております。春というのはよく天下り先がどうのこうのという問題が出るわけでありまして、この財団の役員構成、やはり国民の理解を得られるようなものでなければならぬと思うので、すけれども、この点について御見解を賜りたいと思っております。

○小林(康)政府委員 財団の具体的あり方については現在検討中という段階でございしますが、役員構成につきましては、基本的に、財団の基金の規模、基金へのそれぞれの拠出の寄与度、あるいは財団の業務に對します需要等踏まえまして、産業界等関係者と調整を通過しまして、最も適切な役員構成になるようにすべきものと考えております。

○柳田委員 天下りがどうのこうのという問題がたびたび聞かれますので、そういう批判に當てはまらないように役員構成はお願いしたいというふうに思っています。

次に、整備計画の認定についてお尋ねを申し上げますけれども、第六条で、主務大臣は、整備計画の認定をするときは、関係都道府県の意見を聞くとともに、その意向が反映されるよう努めなくてはならない。また、都道府県が意見を述べようとするときは、関係市町村の意見を聞かなければならないというふうに記されております。この文章の中で意見を聞く、または努めるとかという言葉があるわけでありませうけれども、先ほど来議論になっている点もこの辺にあるのではないかと思いますが、大分あやふやな感じに置かれていたような気がいたします。

つまり、地方の調整と国としてどうするのか。要するに、意見が反映するようには努めます、また、その意見をお聞きいたします、しかし、最終判断をする場合には、反対意見については最大限お聞きもするし、考慮もしますけれども、結果として無視せざるを得なくなつたということもあり得るというふうに読み取れるのですが、この辺の国と地方の調整、またその事業の調整、つまり、ごみがほかの県から行つたりしたときとかというところの問題がこの辺にも出てくると思うのです。

再度申し上げますが、反対意見というのは、要するにどこまで考慮されるものなのか。お聞きはしましたけれども、残念ながらその計画には結果として意見は取り入れられませんでしたという、

この辺のニュアンスが非常に微妙だと思ふのですけれども、この辺の御見解はどのようにお考えになつておられるのでしょうか。

○小林(康)政府委員 特定施設の整備に当たりまして、地元関係者の理解と協力を得ることは重要なことというふうに考えております。そのため、この法案におきまして、主務大臣が整備計画を認定するに当たつて都道府県や市町村の意見を聞き、それを十分に尊重することとしておりますほか、施設周辺に公共施設を一体的に整備することにしていくなど、地域住民の理解を得るための措置を織り込んだところでございしますが、なお、本法の実施に当たりまして、都道府県、関係市町村の意見が十分反映されますよう、特定施設の整備に当たつて努めてまいり所存でございします。

具体的意見にどのように対応するかにつきましては、その意見の内容にもよりますが、理由のあるところ、意のある意見に對しましては、十分配慮しながら施策を進めていく所存でございします。

○柳田委員 意見の内容により十分尊重いたしたまふということなんですから、いろいろと反対意見というのの一部から出るといふのは予想がつきますし、現段階でもあるわけでありませう。努めます、聞きます、しかし、その御意見を聞かれますとこの計画、つまり整備計画が前へ進まなくなると、こちらの方が大事だから、意見は聞きまじけれども、結果としてそれを反映することは難しゅうございしましたという場合もあり得るということですか。

○小林(康)政府委員 法律の文字の上だけからいいますと、そういう運用も不可能というわけではございませぬが、事業実施という観点に立ちますと、地元関係者の理解と御協力がなければ円滑に進められるものではございませぬので、理解と御協力が得られるような方向での努力を重ねていく、これが基本でございします。

○柳田委員 今部長がおっしゃつたとおりだと思ひます。ごみの問題も大変だ。しかし、設備をつ

くる地域についてもいろいろと反対意見なり問題が出てくるかと思ふのですが、諸般の事情を考えながら将来を見通して、できるだけ地域の事情も聞きながら将来に對していただきたいと思ひます。終わります。

○牧野委員長 菅直人君。

○菅委員 この法律、同僚議員からもいろいろと都道府県、市町村の意見聴取や住民の意見聴取という問題が出ていますが、廃掃法の中で廃棄物処理施設の設置ということを許可制にしたと思うのです。この廃棄物処理施設の設置の許可制という問題と今回のこの整備計画の認定という関係、つまり、一方があつて一方がないとおかしなことになると思ふのですが、この関係はどのように考えておられますか。

○小林(康)政府委員 産業廃棄物処理法に基づきます施設の許可といひますものは、該当いたします産業廃棄物施設すべてにつきまして、生活環境保全にかかわる技術上の観点から知事等により行われるものでございします。

一方、本法に基づきます整備計画の認定は、それらの許可対象となりますような産業廃棄物を含んで特定施設の設置を行います場合に、その設置に對しまして財政上、税制上の優遇措置等の一段踏み込んだ支援策を講じるのが適当か否かという観点から、主務大臣によつて行われるものでございします。したがって、特定施設の設置に當たりましては、廃棄物処理法に基づきます許可とこの法律に基づきます計画の認定、その両方をとる必要がございまして、手続的にはこの二つが事実上並行して行われていくものというふうに考えております。

○菅委員 そうすると、その場合、先ほど来議論がある意見聴取という問題は、この認定という観点からと、先ほど技術上の観点と言われまじましたが、そういうものの許可という観点の両方について行われる、あるいは住民についてもそういう両方について行われると考えてよいですか。

○小林(康)政府委員 この法案に基づきます計画の認定については、都道府県及びそれを通じて市町村の意見を聴取するという規定がございします。この意見の中には、環境保全に對する御希望、御意見も含まれていふかと思ひます。一方、産業廃棄物処理法に基づく処理施設の許可の方につきましては、都道府県の審査に任せておるところでございします。

○菅委員 何となくそのあたりが今の答弁ではあまいですが、環境保全ということが言われまじたので、その問題に若干移つていきます。今回の法律の三条全体が基本指針ということになつておりました、三条二項六号に今部長の言われたいゆる環境の保全という項目が入つていくわけですね。しかし、四條の整備計画の項の中に、いゆる環境の保全という言葉が特に入つていないわけですね。いろいろ聞きますと、その施設整備といふたような中の、いゆる施設の概要とかという中に結果的に入るのだというのを事前に説明をいただいているわけですね。

ただ、整備計画は、主務大臣に提出をし云々となつておられるわけですね。その主務大臣には、先ほどの議論の中でも、環境庁長官は三条では入らない形になつておられるわけですが、そういった整備計画の中で環境的な要件が必ずしも十分でないといふときに、環境庁長官がそれに対して意見を言う機会といふのはあり得るわけですか。つまり、基本指針ではなくて、整備計画についてそういう機会が与えられるのかどうか、その点ははっきりしてもらいたいと思ひます。

○小林(康)政府委員 基本指針につきまして、環境庁長官と協議しながら環境保全事項にかかわります部分につきましても定めていくわけではございしますが、これらの基本指針に従ひまして特定施設の整備計画を作成し、その中で環境保全に對します施策の実現を図つていくという体系でございします。したがって、基本指針策定以降はそれぞれの事業にその配慮がゆだねられていく、こういう制度でございします。

○菅委員 そうすると、この整備計画の中で、例えばいろいろな施設の概要、規模、配置などを見て、これは環境的に見てちよっとおかしいのじゃないかというような内容があったときに、今の答弁だと、それに対して環境庁は物を言えるのですか。

○小林(康)政府委員 個別の問題につきまして問題がございます場合には、環境庁も含め、関係者でいろいろ協議をしながら進めているというのが現在の行政の進め方でございます。法律上のぎりぎりした義務的な制度といたしましては、特定施設の整備に關しましての環境保全対策はそれぞれの主務大臣が責任を持って対応する、こういう制度にしておるところでございます。

○菅委員 そこがかなり不備があるというふうに言わざるを得ないと思うのです。つまり、三条の基本指針の問題、いわゆる概論のところでは、環境庁の意見も聞くあるいは環境の保全も考慮すべき重要事項だ。しかし、個別の整備になると、今度はそういう項目が外れるだけじゃなくて、そういう機会が主務大臣以外にはないというか、主務大臣が提出するわけですから、今の答弁でもないということになるわけです。実際上はそういうところの意見を聞いていてというふうに言われますが、先ほど来、何か法律をぎりぎり解釈するところなるとかという答弁が多いのですが、法律に予定されていないものを果たして期待できるのかどうか、最後にもう一度その点についていかがですか。

○小林(康)政府委員 廃棄物行政は、廃棄物処理法に基づきまして厚生大臣が所管をしておりますことと、それから個々のプロジェクトの環境問題につきましては都道府県知事が関与しておる状況でございます。その点から申し上げますと、整備事業の認定に当たって、主務大臣が関係市町村の意向を踏まえまして関係都道府県の意見を聞き、意向が十分反映できるという制度になっておりますので、都道府県の講じます環境への検討は、このプロジェクトに十分反映できるものとい

うふうに考えております。

○菅委員 もう一点、今回こうした低利あるいは無利子融資を行う対象として、廃棄物処理センターなどを含む第三セクターあるいは一般の処理業者が予定をされているわけですが、この廃棄物処理センターというふうなもの、たしかさきの法律などではいろいろつくることになっているわけですが、現在この廃棄物処理センターは全国でどのくらいの数、どういう形で整備されているのか、その内容をちよっと伺いたいと思います。

○小林(康)政府委員 改正されました廃棄物処理法はまだ施行されておられません。現在その準備中でございます。遅くとも七月四日までに施行するという施行日の規定でございます。そのため、現在のところ廃棄物処理センターは存在をしていないわけでございます。

○菅委員 廃棄物処理センターとして想定をしておりますのは、第三セクター方式の財団法人というものを主として念頭に置いておりますが、状況によりましては、都道府県や市町村が全額出資をいたしたすいいわゆる第一セクターの形態も存在し得るかというふうに考えております。

○菅委員 先ほど来のいろいろな議論を聞いておりまして、廃棄物処理施設の設置がいろいろな意味で大変困難な中で、この法律はそれに財政的な支援をしようという考え方のものに反対をするところは多分ないのではないかと。我々もこういうことも必要だろうというふうには基本的には思っております。

しかし、幾つかの点で、この振興財団や今申し上げた廃棄物処理センターがこれからスタートするに際しても、そういうものとの関係の中で本当にそれが意味ある効果的なものになるのかどうか、必ずしもこの説明の図だけ見たものでは十分にイメージがわかないというのが率直なところであります。そういう点で、先ほど来の議論を踏まえて、効果的であると同時に、つくってみたら周辺住民にとっては、何だこんなことになったのでは困ったじゃないかということにならないように、

これからのこの法律の施行に当たって、厚生省なりあるいは関係各省にそういった点を十分に注意していただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○牧野委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○牧野委員長 これより討論に入るのではありませんが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○牧野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○牧野委員長 この際、本案に対し、栗屋敏信君外五名から、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党及び進歩民主連合の六派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。網岡雄君。

○網岡委員 私は、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党及び進歩民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき格段の努力を払うべきである。

一 廃棄物処理法及び再生資源利用促進法に基づき措置との連携を図りつつ、引き続き産業

廃棄物の減量化、再生利用の推進に積極的に取り組むとともに、総合的かつ効果的な産業廃棄物対策が行われるよう努めること。

二 それぞれの産業廃棄物に固有の事情を踏まえつつ、社会的・経済的に安定したリサイクルシステムを形成するよう努めること。

三 必要に応じて環境への影響を調査・検討するよう指導し、環境の保全に万全を期するとともに、都道府県等への意見聴取手続きを通じて、地元の理解と協力が得られるよう最大限の努力をし、特定施設が円滑に設置されるようにすること。

四 特定周辺整備地区における公共施設の整備について、地方自治体を積極的に支援すること。

五 改正廃棄物処理法附則第二条の規定を踏まえ、不法投棄産業廃棄物に係る原状回復措置、汚染修復措置のための方策を速やかに実施できるように検討を進めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○牧野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

栗屋敏信君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○牧野委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、山下厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山下厚生大臣。

○山下国務大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたします所存でございます。

○牧野委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願

いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○牧野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○牧野委員長 内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。山下厚生大臣。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山下国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、その置かれた状況にかんがみ、各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところでありますが、平成四年度においても、年金の支給額を引き上げることにより戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護の一層の充実を図ろうとするものであります。

改正の内容は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正し、障害年金、遺族年金等の額の恩給の額の引き上げに準じて引き上げるものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議を賜りまして、速やかな御可決をお願いしたいと思います。

○牧野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

た。

○牧野委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。網岡雄君。

○網岡委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正法律案の審議に当たりまして、若干関連します諸問題を含めて御質問を申し上げます。

まず第一点は、中国残留孤児の問題について、この際若干の御質問を申し上げます。昭和四十七年、日中国交正常化が行われまして、ことしでちょうど二十年を迎えようとしておりますが、国交正常化以来の中国残留孤児の問題は、日中両国間の大きな問題として残されておるわけでございます。中国政府の協力もございまして解決の兆しが見えてくるところでございしますが、しかし、まだまだ解決すべき課題が多く残されているのも事実でございます。したがって、これらの諸問題を踏まえて若干の質問をいたしたいと存じますので、政府におかれましては簡明、率直な御答弁をいただきたいと思う次第でございます。

まず第一点でございますが、訪日肉親調査によりますと、今までに千八百十三名の孤児が訪日調査に参加したと聞いております。このうち六百三十三名の身元が判明し、かなりの成果を上げていっていると思っております。しかし、まだまだ身元が判明しない孤児はかなりの数が残されているとも聞いています。昨年末から行われている訪日調査においては、その判明率が低調になってきているということも聞きするわけでございまして、若干の心配もいたしているところでございます。

そこでお尋ねいたしますが、訪日肉親調査の今後の見通しについて厚生省のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○多田政府委員 先生御指摘のように、昨年末に

行われた訪日肉親調査におきましては、判明率がかなり低調になってきております。

この原因は、最近になって孤児であることを知ったという方がかなりおありまして、当時の状況を知っている養父母、関係者等が死亡しているというような事情から、手がかりになる物的資料とか証言が非常に少なくなっているというような事情が一方にございまして、もう一方で、日本側におきましては肉親、関係者が高齢化されておりましたり死亡されておりましたりというようなことで、身元を確認する上で確たる決め手が少なくなっている、こういうような事情がございまして、なかなか難しい問題になってきていいるなというふうに認識をしております。

○網岡委員 高齢化に伴う調査の困難な状態ということは私も理解のできるところでございますが、しかし、戦後処理の一つの問題でもございまして、いろいろある困難を克服していただきまして、この問題についての早期解決に向けて政府の御努力を要請する次第でございます。

次に、中国帰国孤児定着促進センターについてお尋ねをいたしたいと思います。

私の地元である愛知県にも定着促進センターがございまして、この愛知センターは、昭和六十二年の開所以来、職員の指導やボランティア団体の温かい支援によりまして、孤児の皆さんが日本社会で自立するための基本的な研修を行ってきたと言われております。しかし、本年三月をもってこのセンターも閉所することになったわけでございます。私もこの閉所に参列をいたしまして、こがいさつを申し上げたわけでございますが、これまでのセンターの果たした役割や、職員それからこのセンターを民間の立場から支えられたボランティアの方々への努力に対しまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

問題は、愛知センターの閉所に続いて北海道、福島もセンターを閉じたというのでござい

と予想されるわけでございます。残されたセンターで受け入れの体制というものは十分確保することができるとか心配でございますので、この際、省としてのお考えをお聞きたいのでございます。

○多田政府委員 若干経過に及ぶ御答弁になりますけれども、昭和六十二年当時、三年間で約千世帯が帰国するという見通しになっておりました。したがって、六十二年度までに中国帰国孤児定着促進センターを全国で六カ所設置して受け入れをしっかりとやっていこう、こういうことで進めてまいったわけでございます。その後ピークを過ぎまして、帰国者がだんだん減少してまいりました。そのために、北海道、福島、そして今先生お話しした愛知、この各定着促進センターを閉鎖するということになったわけでございますが、なお受け入れ能力の高い所沢、大阪、福岡という各センターを残しておりまして、これらで一応今のところ十分対応できるものだというふうに考えておるところでございます。

なお、平成四年度におきましては、帰国希望率の上昇や新たに確認された孤児、また帰国準備ができて後年度にずれ込んでいる孤児世帯といったようなものもございまして、若干の余裕を見て二百四十世帯前後の帰国というところを見込んでおりまして、そのための受け入れ体制としては、先ほどの三つで十分対応できるというふうに考えているところでございます。

○網岡委員 ぜひひとつ十分な体制をとって、迎え入れの体制に万全を期していただきたいと思っております。これは言うまでもないことでございしますが、中国で孤児として長年、これは筆舌では尽くせない苦勞を異国の地で重ねておみえになった方々でございます。そういう意味で、どうぞ受け入れについても万全な体制が行われますように、ぜひひとつ御努力をいただきたいということを御要望申し上げます。

次に、身元判明孤児の帰国受け入れについてお尋ねをいたしたいと思います。孤児の帰国状況

を見ますと、身元の未判明孤児の方がスムーズに帰国されている反面、身元判明孤児は肉親側、日本側の事情で帰国ができていないと聞いています。このような問題への対応について一体どのような対策が講ぜられているか、省としてはどのようなお考えを持って進められようとしているのかという点についてお答えをいただきたいと思えます。

○多田政府委員 身元が判明いたしました孤児の帰国につきましては、本来でありますれば在日しておられます親族がこれを受け入れるということが望ましいわけですが、諸般の事情によりまして受け入れに難色を示している親族というのがあるわけですので、こういうケースにつきましては都道府県を通じて個々に説得に努めているところでございます。

ただ、説得によってもなお理解が得られないというケースもございますので、そういう場合には親族の意向にかかわらず帰国手続を進めるということにいたしました。親族にかわって帰国手続及び帰国後の定着自立に必要な相談、助言を行うための特別身元引受人制度というのを平成元年度から設けておりまして、身元判明孤児の帰国の促進を図っている、こういう実情でございます。

○綱網委員 新たに特別身元引受人制度というのがつくられたようでございますが、ぜひひとつこの制度を有効に運用していただきまして、温かく迎入れる万全の体制をとっていただきたいというのを要望する次第でございます。

次に、孤児の問題がクローズアップされる一方におきまして、忘れてならないことは、いわゆる残留婦人の方々の問題でございます。近年婦人の方々が集団で里帰りをしている記事を新聞などで私拝見をいたしました。婦人の方々が年をとるに従って望郷の念が募り、祖国への帰国を望んでいるとありますが、政府としてはどのような援護施策を講じておみえになるのか、この際明らかにしていただきたいと思えます。

○多田政府委員 中国残留婦人に対する施策でござ

います。永住帰国を希望される場合と一時帰国を希望される場合と、大きく分けて二つございます。

最初に、永住帰国を希望されている場合の施策でございますが、孤児の場合と同様に、中国の居住地から日本の落ちつき先までに要する旅費の援助、それから自立支度金の支給、それから落ちつき先における自立指導員の派遣といったようなことを行っているほか、公営住宅への優先入居、それから就職のあっせん等、関係各省及び自治体においても各種の援護施策を講じている、こういう状況でございます。

また、平成三年度からは、近親の親族がいない等のために帰国が困難な場合に、身元判明孤児と同様に、先ほどもお話ししましたような特別身元引受人の制度を使ってあつせんする制度を設けておりまして、こういったことで進めているわけでございます。

それから、平成四年度には、帰国する残留婦人等が身体等に障害を有するため日常生活上介護を要するといったような場合には、その帰国者を扶養するために同伴する子供一家族に対しても帰国旅費等の援護を行う、こういうことまでいたしておるという状況になっておるところでございます。

それから、一時帰国の方でございますが、一時帰国に当たりましては、中国の居住地から日本の落ちつき先までの往復旅費等の援護を行うということのほか、既に一時帰国した場合にも、十年程度経過しておりますれば、再度一時帰国を希望されれば、これにも同じように旅費の援助を行うというようなこと、それから、一時帰国中の滞在費として定額の滞在費を支給する、こういったようなことを実施しているところでございます。

○綱網委員 それでは次に、帰国孤児と家族の方々の帰国後のことについてお尋ねをいたします。

これらの方々が日本にお帰りになってからどのような生活を送られているのか、国としては孤児

とその家族の皆さんの生活の実態をどのように把握をされているのか、アフターケアの措置というものがあるというふうに行われているのか、お伺いを申し上げます。

○多田政府委員 最初に、中国帰国孤児の生活状況でございますが、平成元年十一月末で生活実態調査というのを実施いたしました。その結果によりますれば、調査時点で就労している孤児は全体の五四・四％。これを帰国後の経過期間別に見ますと、帰国後一年以上二年未満では四三・〇％、二年以上三年未満では五一・八％というような格好で就労をしているわけでございます。

なお、以前就労していた者のうち六二・三％の者が就職後一年以内に離職した経験を持っているというところでございまして、調査時に就労している者につきましても、調査してみますと、過去に平均二、三回職業を変更しているといったような状況にあるわけでございます。

また、調査時点で生活保護を受けている世帯というのは全体の四九・四％ということで、そのうちの約四割は世帯員のいずれかが就労して収入がある世帯という格好でございます。これを帰国後の経過期間別に見ますと、帰国後一年未満の世帯では八二・六％が生活保護を受けておりまして、三年以上四年未満というところで見ますと、六四・五％の世帯は生活保護から脱却しているという状況になっております。

さらに、帰国後の感想というのを問うておりますが、帰国してよかったか、まあまあよかったかというようなことで、肯定的に答えている孤児が全体の七五・四％を占めるという状況にございます。

こういうことを全体的に通して見ますと、当初言葉の違いなどからいろいろ不自由な生活を送って苦労をされておられますが、ほとんどの方々は、次第に着実に自立へ向かって進んでおられるのではないかとこの一応評価をしているところでございます。

今後の定着自立対策でございますが、帰国孤児

世帯に対しましては、今は定着促進センターでの四カ月間の入所研修、それから定着地における自立研修センターでの八カ月の通所研修といったようなことを行っております。さらに帰国後一年間、そういうものを通じて日本語指導、生活指導、就労指導等を行っておりますほか、自立指導員の派遣、自立支援通訳派遣事業、それから巡回健康相談事業などを実施しております。自立支援体制の整備に努めているところでございます。

また、帰国孤児等の安定した就労を促進するために、平成四年度から自立研修センターに配置した就労相談員による個別相談事業の充実を図るほか、就労後一年間定期的に職場を訪問して指導等を行う就労安定化事業というのを新たに実施することとしたしまして、就労の定着に努めているところでございます。

○綱網委員 定着自立支援体制などについても詳しい御答弁がございました。かなりきめの細かい施策をとっていただいておりますのでございます。これは、こちらへ見えて就職をされて、一年たった段階で六二・三％という御答弁でございますが、これはかなり高い率の離職率というのが出ておるわけでございまして、これは御答弁がございましたように、習慣とか、まず最大の問題は言葉だと思えますが、そういうことで離職をされているという状況がかなり浮き彫りになっておられるというふうな気がいたしました。どうぞひとつ、先ほど御答弁をいただきましたような定着自立支援体制がきめ細かく行われているようでございますが、さらに心のこもったそういう措置によって、知らぬ故国に來た人たちに對して温かい態度で生活の援助をしていただく、それは職業も就職も含めてでございますが、ぜひそういう態度でやっていただきたいということを改めて要求をいたしておきます。

次に、帰国孤児やその家族の方々への具体的な施策の内容について、先ほど御説明をいただきましたけれども、聞くところによれば、これらの

方々は就職してもすぐやめてしまい、長続きはしない場合が多いとのことでございます。その原因は一体何か、また職場に安定して勤めてもらうためにはどのような対策を講じたいのかと厚生省はお考えになっているか、この辺についてまたに一步踏み込んだ御説明、御答弁をいただきたいというふうに思います。

○多田政府委員 お話しのとおりの状況でございますので、この安定化には大いに努めていかねばならないというふうに考えておるわけでございます。

離職の大きな原因といえますのは、孤児の方が例えば終身雇用制あるいは年功序列型賃金制といったような日本の雇用慣行というものを十分理解しないで、自分が不当に扱われたんじゃないかというような誤解をするという側面もかなりあるようにございます。また、事業主の方も孤児等の特性を十分理解していないという点とで、トラブるといったような結果になっていることが多くございまして、こういう意味からいたしまして、定着促進センター入所中の孤児二世を対象として地域体験実習事業というのを実施をいたしました。それから自立研修センターの就労相談員による個別的就労指導など、雇用慣行について十分説明をして、理解してもらうという努力を払っているところでございます。

さらに、平成四年度からは、就労相談員が定期的に職場を訪問しまして、孤児等と事業主等双方から相談を受けて、相互の間の調整を行っていくというような仕事を行うことになってまして、雇用する側にも孤児の置かれた状況や立場を十分理解してもらうという啓蒙活動を進めていきたい、こんなふうに考えているわけでございます。今後とも帰国孤児等の安定した就労促進に努力してまいりたいと思っております。

○綱岡委員 一応御答弁をいただきましたが、この際ひとつ大臣に、中国残留孤児問題について、厚生省の最高の責任者として今後どのように事業の推進を図っておみえるのか、大臣の所信を

お述べいただきたいと思っております。

○山下国務大臣 孤児の問題につきまして、今日まで身元の調査あるいは帰国の受け入れ、さらに定着自立の促進といったような問題について、関係省庁や自治体と話し合ってきた次第でございます。今日までおおむね順調に推移いたしております。四十六年もたっております。長引けば長引くほど非常に難しい問題になってまいりますので、政府といたしまして、これは官民一体となつてなるだけ早く解決すべき国民的課題と理解して、今後とも促進してまいりたいと思っております。

○綱岡委員 ぜひひとつ残留孤児の問題、婦人の問題も含めまして、誠意ある早期解決に向けての努力を重ねて御要望申し上げます。

続いて、ソ連の抑留中の死亡者問題についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

戦後ソ連邦地域に強制抑留されて、粗悪な住居に住まいをさせられ、あわせて食糧不足など劣悪な生活条件のもとで、もう言語に絶するような強制労働に従事させられて、その結果、あの酷寒のシベリアで命を落とされた方がたくさんあるわけでございます。厚生省の資料では、抑留者が当時約五十六万人の多きに上ると言われているのでございます。その中で死亡者はその一割のおよそ五万三千人ぐらいに上る、こういうふうに言われているわけでございますが、これは長い間日本と旧ソ連との間の未解決の大きな問題として我々の心に大きなわだかまりを残してきた問題でございます。

昨年四月にゴルバチョフ前大統領が訪日された際に、日本と旧ソ連両国政府間で本問題解決のための協定が締結されました。この問題の解決に向けての第一歩が踏み出されたわけでありますが、まずお尋ねをいたしますけれども、この協定がどのようなものであったのか、その中身について御説明をいただきたいと思っております。

○多田政府委員 先生お話しございましたような協定が平成三年四月十八日に、正式の名称は捕虜収

容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定という名前になっておりますが、そういう協定が締結されたところでございます。

協定の具体的な内容でございますが、大きく言って四点でございます。一点は、死亡者名簿及び死亡者の埋葬地に関する資料を相手国政府に引き渡すこと。それから第二点として、死亡者の遺骨のうちその引き渡しが可能なのは、相手国政府に引き渡されることを容易にすること。三点として、死亡者の埋葬地が適切な状態に保たれるよう努めること。四点といたしまして、政府の代表団、団体または個人が相手国内にある死亡者の埋葬地に墓参を行う場合には、必要な便宜供与を与えることといったような内容になっております。これによってソ連抑留中死亡者の遺骨収集や墓参等の基本的な枠組みが定められたというふうに思っております。

○綱岡委員 そこで、ぜひひとつ重ねてお尋ねをいたしたいと思っておりますが、遺骨収集や墓参等についての基本的な枠組みが今おっしゃったように決まったわけでございます。そうしますと、実際に遺骨収集や墓参を行うためには、具体的な問題について、当時は旧ソ連ですが、今は政変が成りまして、恐らくロシア連邦政府とそして関係地における州政府というところとの間に、さらに具体的なものを詰めていかなければならない段階に入っておると思うのでございますが、この協定締結後にこの具体的な詰めを行うために一体どのような交渉を行っておみえになりましたのか、その経緯についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○多田政府委員 基本的な枠組みを定めました協定に基づきまして遺骨収集、墓参を具体的に実施するというためには、もう少し具体的な打ち合わせが必要であるということで、昨年七月十四日から二十二日までモスクワで、旧ソ連政府及びロシア共和国政府と事前交渉を行いました。その結果、シベリア地域を含む現在のロシア連邦内、当時ロシア共和国内でございますが、この遺骨収集、墓

参の実施については、現地の州政府と具体的な打ち合わせを行って、その結果を連邦政府に通報する方式でやれということになったわけでございます。

これに基づきまして、昨年の九月三日から十三日までの間、チタ州、ハバロフスク地方政府との間で具体的な事項について交渉を行いました。その結果、昨年の九月から十月にかけて、初めての遺骨収集及び今までの通報のあった二十六墓地以外の新たな埋葬地への墓参ということが既に実現をしたという状況になっております。

○綱岡委員 今御答弁がございましたが、重ねて御質問申し上げます。その遺骨収集、墓参を既に昨年実施されたというところでございますけれども、この点についてもう少し詳しく御説明を願いたい。また、実際に収集された御遺骨の数はどのくらいか、あわせてお答えをいただきたいと思っております。

○多田政府委員 遺骨収集は、平成三年の十月七日から十月二十一日にかけて、ロシア共和国チタ州のドラビアンナ埋葬地に政府職員四名を派遣いたしました。遺族代表及び抑留経験者六名の協力を得て実施をいたしました。五十六柱の御遺骨を収集することができました。収集させていただいた五十六柱のうち、氏名が判明した御遺骨は十三柱でございます。既に十二柱については関係御遺族に引き渡しを済ませておるところでございます。

また、墓参につきましては、平成三年九月三十日から十月五日にかけて、ロシア共和国のチタ州及びハバロフスク地方において実施をいたしました。既に通報のあった二十六墓地以外の新たな埋葬地七カ所の墓参を行ったということになっております。なお、この墓参には関係御遺族が三十四名参加をされております。

○綱岡委員 私もこのときの状況を、たしかNHKのテレビであったと思いますが、拝見いたしました。当時は零下十度から二十度という大変な酷寒の中を御遺骨の収集に御苦労をなさったことの

姿を拝見いたしたわけでございますが、同時に、御遺族の方々やそれらの方々は、やはり長年にわたります肉親の御遺骨が目の当たりに拝見をされて、目頭を熱くされた光景をテレビの画像を通じて、私拝見をいたしたわけでございます。これは、国が行わなければならない戦後処理問題の一つの、日本の国民の一人一人に心温まる思いやりのある政府の処置として映ったというふうに思うわけでございますが、そういう意味においてこれから、まだまだこの作業は緒についた段階でございまして、協定に基づいてロシア共和国そして関係の州政府とも重ねて積極的な交渉を持たれまして、これらの事業がさらに推進をされていくことをいねがう一人でございます。どうぞひとつこれからの努力をいただきたいというふうに思っています。

それから、重ねて御質問を申し上げますけれども、シベリアは広大な地域であります。そして気候的にも制約の多い地域であります。厚生省として今後どのような方針でこの地域における遺骨収集等の慰霊事業を積極的に行おうとしておみえになるのか、決意のほどは先ほどお聞きいたしました。具体的に進めていかれる施策について、この際答弁で明らかにしていただきたいと思っています。

○多田政府委員 ソ連抑留中の死亡者の遺骨収集あるいは墓参といったようなものの実施につきましては、関係御遺族あるいは抑留経験者の方々の高齢化というようなこともございますので、できるだけ早急に行う必要があるというふうに考えております。平成四年度においていよいよ本格的にこの事業を実施しようということで、約一億三千九百万円の予算を確保しているところでございます。

平成四年度の事業につきましては、抑留中の死亡者の約九割が埋葬されているロシア連邦内の遺骨収集、墓参を実施するという方針でございまして、既にチタ州、ハバロフスク地方、イルクーツク州等と交渉を始めているという状況でございます。

す。できるだけ速やかにこの交渉を進めてまいりたいというふうに考えております。

○綱岡委員 これも中国の残留孤児の問題と同じでございますけれども、関係者はやはりいづれも高齢化の波をかぶっておられるわけでございます。まさにこの事業は一刻を争うような、緊急を要するような課題でも実はあるわけでございます。どうぞひとつ、二つにわたって御答弁をいただきます。たけれども、これからの関係の政府や州政府に対して積極的な交渉を進められて、これらの事業を積極的に推進をしていただきたいということ、重ねて御要望申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本論の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、具体的に二点にわたって御質問を申し上げます。この点について、具体的な御答弁を申し上げます。

○多田政府委員 戦傷病者の方々と戦没者の御遺族の方々の生活の柱となっておられることは御案内のとおりでございます。今回これらの年金について引き上げられることになりましたけれども、今後とも国民の生活水準の向上に際した年金額の改善を図っていく必要があると思っております。この点について厚生省のお考えをお伺いいたす次第でございます。

○多田政府委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法につきましては、従来から恩給の額の引き上げというものに準じて、障害年金、遺族年金等の額の引き上げを行うという方針をとってきておるところでございます。

平成四年度におきましても、恩給法の公務扶助料等の額が三・八四%引き上げられたというように、また遺族加算額が引き上げられたというように、またに伴いまして、援護年金の額も恩給の額の引き上げに準じて平成四年四月から引き上げるといふ方針に準じておられます。今後とも、引き続き恩給の額の改定に準じて改定を行っていく所存でございます。

○綱岡委員 戦傷病者や戦没者の御遺族の方々の

状況を考えた場合に、年金額の改善といった制度の充実だけでは、私はこれらの方々の立場に立った制度の運営が十分ではないのではないかと、こういうふうに思う次第でございます。特に戦後四十七年を経過した現在、戦傷病者の方々と戦没者の御遺族の方々に来ております、先ほども指摘をいたしました高齢化の波、なお、こうした人々たちの中に、請求権を持つておりながら実際はまだ未請求の状態にあるという人々が、数はこれはなかなか難しいようでございますが、しかし、感じとしてはかなりおみえになるということを実感いたします。

そこで、国としての責任を果たす意味におきまして、こういう未請求の方々についての年金の請求が行えるようにするためには、その制度のあり方の徹底、それから制度の内容といったものについて知らせていくということが、これは問題解決の極めて重要な一つの柱であるというふうに思っております。この点について一層の力を入れていただきたいと思っております。この点について厚生省のお考えをお伺いいたしたいのでございます。

○多田政府委員 援護年金の受給資格をお持ちの方が請求をされていないというふうな事態は避けなければいけないというふうに考えております。で、確実に年金が請求できるように制度について十分周知を図っていくことが大事だということ、私どももそう考えておるところでございます。

従来から厚生省としても、民生委員、児童委員といった全国に多数おられます方々に配りまして「ひろば」という広報記事、これにこの制度の趣旨をよく掲載をして徹底をするというふうな広報に努める努力をいたしております。都道府県に對しまして、会議の場等において、ぜひさまざまな機会をとらえて制度の周知を図ってくださいますようお願いしてきていますという状況にあるわけでございます。

御指摘のように対象者の高齢化が進行いたして

おります状況にもかんがみまして、対象者が速やかに請求を行うことができるように、今後とも制度の周知徹底に努めてまいりたいというふうに思っています。

○綱岡委員 最後でございますが、大臣にこの問題についてもひとつ御答弁をいただきたいと思っております。

○山下国務大臣 過ぐる大戦はまことに苦烈をきわめまして、大変な戦争犠牲者を出したのでございまして、私も厚生大臣といたしまして、二度と再びこういう戦争がないように永久平和を祈念してやまない次第でございます。同時に、戦争によって被害を受けた方々、戦没者の遺族であるとかあるいはまた生存しておられる傷病軍人その他いろいろな方がいらつしやいますが、できるだけ手厚く援護措置を講じていかなければならないと思っております。

そこで、当面厚生省の任務としてゆだねられたことは、戦傷病者及び戦没者御遺族に対する援護年金等の支給が第一であります。さらに遺骨収集や慰霊巡拝等、つまり、これら慰霊事業についても今後継続して実施をしてまいりたいと思っております。また、中国残留孤児等に対する援護措置などもやっとなければいけませんし、このような援護施策の重要性を認識しながら、さらに私どもは充実強化して、この問題について取り組んでまいりたいと思っております。

○牧野委員長 石田祝裕君。

○石田(祝)委員 最初に、障害年金、遺族年金等の支給について若干お伺いいたします。

一つは、現在年四回の支給回数となっておりまして、これを年六回にできないかという

うこと。現在、各種年金等は二月に一回支給になつておりますので、あわせましてこれを年六回支給、いわゆる二月に一回の支給にできないかというところ、それから現在支給日が支給月の六日ということになっておりますが、現下、週休二日制等徐々に浸透してまいりまして、六日が土日にかかる場合がこれから多数あるかと思ひます。その際、この八月から厚生年金等も十五日の支給日が土日にかつた場合は前倒しをする、こういうことも決められたようでございます。そういうことにもかんがみまして、六日の支給日が土日にかかる場合は前に倒せないか、こういうことを私は考えておりますけれども、この二点につきまして御答弁をお願いいたします。

○多田政府委員 援護年金の年六回払いができないかという第一点のお尋ねでございます。現在のところぜひ六回にしてほしいという強い声は余り聞えてきておらないところでございまして、もしこれを実施しようというふうに考えますと、援護年金と非常に近い関係にあります恩給の方とのバランスの問題というのを一つ考えなければいけないだろうという感じがいたします。と、それから現在やっております事務処理のコンピュータシステムを大幅に変えたり、あるいは人員配置を相当ふやしたりといったような、かなりのコストをかけてやらなければいけないといううな感じがいたします。今後、年金受給者の要望あるいは恩給の動向等も見守りながら、さらに研究をさせていただきたいというふうに考えております。

それから第二点の方でございますが、援護年金は支給月の六日というのを支給日にいたしてあります。厚生年金等は十五日が支払い日ということでございます。この援護年金も逐次支給日を早める努力をしてまいりまして、六日まで持つてきたわけでございまして、これでまた土日の関係でさらに前倒しをということになりますと、ちよつと事務的になかなか対応が難しいというのが現実でございます。これもよく研究をさせていただき

ますけれども、ちよつと現状では難しいのではないかと感じてございます。

○石田(祝)委員 このことはぜひ今後検討してもらいたいと思ひます。六日という支給日になりまして、これを手前にずらしてきていただきたというところでありますけれども、そうすると、六日を一つの起点としていろいろな支払い等をやられている方もいらっしゃると思うのです。そうならつた場合に六日の予定が結局後におくれるわけですから、今後いろいろ問題はあらうかと思ひますが、検討していただきたいことを要望いたします。その問題はこれくらいにしておきたいと思ひます。

続きまして、フィリピンに残留日系人の問題についてお伺いをしたいと思います。

私が調べましたところ、フィリピンには大体一九〇三年くらいから日本人の移民の方がずつと行かれて、そして開戦前には、第二次世界大戦前には大体約三万人フィリピンには邦人の方がいらつした。そういう中で、当時はフィリピンの土地法では、日本人の土地の取得はできなかった。そういう意味で、地元の地主の娘さん等と結婚をして土地を取得する人が多かつたようでありまして、そして、現地の日本人学校では教師も日本から来て、授業は日本語、教室には天皇陛下の写真を飾つて、忠君愛国などのそういう教育をしてきた。そのときにフィリピンで大体十五校くらい日本の学校もあつたようでありまして。

そういう中で、一九四二年、日本がフィリピンを占領して、三年半くらい占領しておつたようでありまして、その後一九四五年の三月に米軍がネグロス島というところに上陸をいたしました。そのときに米軍当局は、日本国籍を持つ十五歳以上の男性は本国へ強制送還する、こういう方針を立てました。男性だけを強制送還するということで、日本人が結婚しておりましたフィリピンの女性、子供、こういう方々は強制送還の対象にならなかつた。そういう意味で、二世の方が随分そのまゝになつておつた。そして、そういう方々

もいわゆるフィリピンから見たら敵国の子供、こういうことで、自分たちの身分を証明するものを焼却した、捨ててしまつた、そういうふうな状況で現在に至つておるわけでございます。

そういう中で、残された日系二世、三世の方が、ある意味で言えば社会の最下層の暮らしを今しているということがいろいろな調べでわかつてまいりまして、そういう中で、私の選挙区の高知県の土居さんという方も、そういうのを見かねて、自分がフィリピンで戦前に従事しておつた、そういうことで何とか余生をフィリピンの日系二世、三世のために尽くしたいということでも全力で頑張つていらつしやいますけれども、こういうことに関しまして厚生省はどういう形で今まで戦後処理の問題としてされてきたのか。

実態調査についてやられたというふうにもお伺いをいたしておりますけれども、いつどういふ形でそういうフィリピンの日系二世、三世の方の調査をされたのか、これをまず最初にお伺いしたいと思ひます。

○多田政府委員 フィリピンに残留日系人の実態調査でございますが、第二次世界大戦によつて親と死別または生別したフィリピンの残留日本人孤児や日系二世等の実態調査のために、特に日系人の多く住むルソン島、それからミンダナオ島を対象といたしまして、昭和六十三年三月十日から十七日にかけて厚生省と外務省の共同の調査団を派遣をいたしました。それで、百十一人と面接をしたという状況でございます。

また、その際、フィリピン各地の日系人会及び日本大使館に調査票を預けてまいりまして、必要に応じて調査票をお出しをいただくという形で調査を引き続きやっております。平成四年一月一日現在、外務省を通じて厚生省に送付されている調査票の枚数は八百九枚ということになつてゐるわけでございます。

○石田(祝)委員 大体概要はそういうことであらうかと思ひますが、この中で私がその土居さんという方から、その土居さんという方は何度も現地

に行かれておりました、調査のことも知つておりました。

その中で、たしか調査されたのがマニラとダバオとバギオの三方所であつたと思ひますが、実際フィリピンはあつたうたさんの島から成つておりますし、山奥から出てくる方もいらつしやいます。その中で、一週間かけて八八年の三月十日から十七日までやられたというふうにお伺いしております。調査に出たときはもう既に調査団はいなかつた、こういうふうな声も実は聞いておりまして、何か委員会等でやるようにということをお言われたので、どうしようもなくやつたんじゃないか。ある意味で言えば駆け足で、調査に来たということの一つの印として残したいというふうなことであつたのじゃないか。これは現地の方のお声でありますから、そのまま事実かどうかというところは別といたしまして、そういうふうな実は現地の声もございまして。

そういう中で、調査をやつていただいたことは非常にありがたいわけでありまして、その後現地調査は行われていないわけですね。

○多田政府委員 おつしやるとおり、現地調査という形ではそのときで終了いたしました。日本大使館というところに調査票をお預けいたしておりますが、そのときに面接調査できなかった人たちのために、フィリピン各地の日系人会あるいは日本大使館というところに調査票をお預けいたしております。この調査票によつて、必要な場合にはぜひこれに答える格好で調査票をお送りいただきたいというところで送つていただく、こういう格好で調査を続けているというところでございます。

○石田(祝)委員 それでは、ちよつと角度を変えてお伺いしますが、フィリピンも中国に準じて訪日の援護事業というふうなことをやられてゐるよに聞いております。この概要について簡単に教えていただきたいのと、それから財団法人の南太平洋戦没者慰霊協会、こういう団体が、フィリピンの日系の方ですか、そういう方を日本に呼ぶような事業をされておりますけれども、なぜそういう民間の手に任せるのか、政府がみずからできな

いのか、やらないのか、この二点についてお伺いします。

○多田政府委員 実態調査の結果を踏まえて現在私どもの方で施策として実施しておりますのは、一時帰国という仕事でございます。これは、戦争によって日本人の両親と離別したというふうな申し立てておられます二十人について当局で調査をいたしました結果、国費による一時帰国援護ということになじむ方という意味、これは内容的には、終戦直後の混乱で日本人の両親との離別時の年齢がおおむね十三歳未満で戦後一度も訪日していない、そういう条件に該当するかどうかということをチェックするわけでございますが、そういうことに該当する方は二名おられました。この二名につきましては、本人と在日肉親との合意によりまして一昨年十一月に国費によって一時帰国をしていただいた、こういう状況になっております。

それから、南太平洋戦没者慰霊協会という団体がやっている訪日援護事業というのは、両親が日本人ではなくて、日本人とフィリピン人の間に生まれた日本国籍を有しないいわゆる日系二世という方々に対する援護ということでございまして、ここでも一定の条件、つまり終戦時におおむね十三歳未満であつて、かつ両親が正式婚姻をしているといったケースにつきまして、日本に一時帰国することを旅費の援助等を行つて支援しているというところでございまして、この団体の活動につきましては私どもも全面的に協力をさせていただいている、こういう状況になっております。

○石田祝委員 これはなぜ民間団体に任せなくてはならないのか。応援しているというふうにおっしゃいましたけれども、政府みずからがやるべきではないのか、私はこういう考え方を持っているのですが、その点につきましていかがでしょうか。

○多田政府委員 国として行う帰国援護という仕事、これは終戦直後の引き揚げ援護から流れてくる考え方でございますが、これは終戦当時外国に

いた日本人を我が国に引き揚げさせる、そういう目的で実施しておるわけでございまして、そういう流れからいたしますと、フィリピン日系二世というのは帰国援護の対象からはちよつと外れるというところでございまして。

しかし、当時の特殊状況にかんがみて、似たような事情にあるではないかというようなこともございまして、この南太平洋戦没者慰霊協会がぜひ援助をしていこうというところでございまして、私どもとしてもそれに全面的に支援をしている、こういう形でございまして。

○石田祝委員 では続きまして、この日系人の問題についてずっと質問しているわけでありますけれども、ことしの一月十九日にフィリピンのミンダナオ島ダバオ市で初のフィリピン日系人大会が開かれた、こういうふうな記事が新聞に載っております。その中で幾つか要望をしていることがございまして。

その要望は、一つは、第二次世界大戦中に旧日本軍に従事した日系人に対する補償を日本政府に正式に要請する、そして日系二世、三世の日本での就労問題でも受け入れ拡大を日本政府に要望する、そして日本語学習への援助、こういうことを要望する、そしてその大会でフィリピン日系人会連合、こういうものを旗揚げをする、こういうふうな記事が新聞に載っております。現在フィリピンには五つの日系人会があるようでありますけれども、その要望の中で、私は特に日系二世、三世の認定の問題でお伺いしたいと思います。

法務省の方にきていただいておりますからお伺いしますけれども、一昨年の入管法の改正等で大分変わったというふうな聞いておりますが、日系二世、三世の認定の要件について教えていただきたいと思ひます。

○小山説明員 ただいま入管の方で扱っております分野でございまして、日系人につきましては、いわゆる二世、三世まではそういう身分を有するというだけで入国が認められてございます。しかし、そういう日系の二世、三世という

身分を有するかどうかということを私どもの方で認定、判定はいたしてございまして、そういう人であるということの確たる証明書が出ましたときに、それによりましてこの方は二世、三世の方だというふうに判断いたしまして入国が認められる、こういうことになってございまして。

○石田祝委員 要するに、判定をするのではなくて信頼するに足る資料さえあればいい、こういうことですね。その資料があれば自動的にそれは判定云々ではなくて認める。そして、その後私が聞いたところでは、戸籍、出生証明書、婚姻証明書、こういうものがあれば認められる、こういうことでよろしいでしょうか。

○小山説明員 ちよつと微妙な問題でございまして、けれども、そういう資料がございまして、そういう事実関係にあるというふうな私どもは納得して出しておるということでございまして。

○石田祝委員 そういたしますと、私はこのフィリピンの日系二世、三世の問題で最初に申し上げましたように、終戦後にやはり日系の二世、三世の方は、フィリピン人から見たらいわゆる自分たちに銃を向けた日本の兵隊、日本の国民である、そういう意味で、終戦後に出生証明書とか婚姻証明書、そういうものをほとんど廃棄してしまつた、そして日本人と思われぬようにして隠れて暮らしておつた、そういうことが言われております。日本人ということがわかれれば殺される、そういう状況の中で、日本人ということがわかるようなものは全部捨ててしまつた。ですから、ある意味でいえば戸籍とか出生証明書、婚姻証明書、そういう公式な書類というものは持っている人はほとんどいない。その意味で、そういうものを確認できて恩給をいただいている方は一人しかいないというふうにも私は聞いております。そういう意味で、そういう正式な書類にかわるものとして、何か日系の二世、三世ということを認定する方法はほかにないのかどうか。何かいい考えがあつたらちよつと教えていただきたいと思います。

○小山説明員 ただいま申し上げましたように、いわゆる権限を有する機関が発行した出生証明書、戸籍簿本あるいは婚姻証明書というものをもちて審査しております。今のところそれにかわるような書類というふうなものはないと思ひ当たらないわけでございます。

ただ一方、これはちよつと関係があるかどうかわかりませんが、フィリピン関係ではございませぬけれども、例えばペルーの方の関係などで申しますと、こういうような資料も実は最近偽造、変造というふうな書類も出てくるというふうな事情にございまして、私どもの方は非常に神経を使って、こういう書類が出たといつたしましても慎重に審査をしているという状況でございまして。

○石田祝委員 ですからこの問題は、先ほど私申しましたように、フィリピンの日系人の大会をやつて、いわゆる二世、三世として認めていただいて、いわゆる日本人としての身分と地位を与えてもらいたい、そして日本に自由を働かせてもらいたいということがあつたのだ。そういう中で、やはり公式な書類がないとどうしてもだめだ、こういうことに關して、この日系人連合会の代表になつた方はこういうふうな言つてゐるのだ。すね、「我々の多くは、戦争の混乱の中で出生証明書も戸籍もなくなつた。日本政府は証書書類至上主義で、書類のない者は日本人の子供とみなさないが、戦時下の特殊事情を考慮して、我々の切実な要望にこたえてほしい」こういうふうなこともこのときにその代表の方が言つておるわけでありまして。

ですから、日本軍が進駐していつて、そこである意味では日本軍の軍属軍人として現地で徴用されているわけですね。そういう人たちが現地に残らなくてはならない事情になつたときに、日本とのつながりをみずから捨てなければ生きていけなかつた、そういう事情の中で今までずっといたわけてございまして、そのところの特殊事情をぜひとも酌んでもらいたいという要望が非常に強いということを最後に申し述べたいと思ひます。

それから、ちよつと時間があれですけれども、ビザの発給について、日本にそういう方が来たというときには、今マニラとバギオですかダバオですか、二カ所ではビザが発給されていい。そういう中で、非常に何度でも領事館、大使館に呼び出される。非常にその大使館等に行くにも交通費もかかる。そういう中で、何度でも呼び出されてビザの発給に非常に困っている、こういうふうな声もあるやに聞いておりますが、事実として具体的にどういう形で処理をされておるか、お伺いしたいと思います。

○山下説明員 ビザの発給につきましては、日系人の場合ですと定住者という在留資格がございます。それにつきましては、日本国内で在留資格認定証明という制度がございます。それをあらかじめ取っていただければ、それを踏まえて短期に在外公館で発給する、そういうシステムになってございます。ただ、それがない場合ですと、ビザを申請して、我々の外務省の立場ですと関係の法務省の方と協議いたしまして、それでもつて少し時間がかかるわけでございますが、その上でそこで発給するというところでございます。

○石田(祝)委員 簡便と申しますか、簡便というところか、簡便と申しても、何度でも煩わしいような方法でございとも願ひしたいと思ひます。最後に、フリーピンでは残っているというところ、それになかなか日本の法の目が、網が届かないということ、こういう現状が私は間違いないと思ひます。そういう意味で、最後に大臣にこのことについてどういふふうにお考えか、お伺ひして終わりたいと思ひます。

○山下国務大臣 先ほどからるる御質問でございますけれども、帰国援護というところは、外国にいらつしやるいゆる日本の国籍を持った方、そういう方々が日本にお帰りになるときに、引き揚げて帰られるようなときに援護をするわけでございまして、今お話しの方は、日系の二世、三世というのは国籍はあちらにある、向こうの社会になじ

んで生活しておられる方でございますから、どうしてもやはり今の法律上なじまないわけでございまして。したがしまして、この点を御了解いただきますと同時に、一時帰国その他についてはできるだけの措置は今後ともしていききたいと思ひます。

○石田(祝)委員 終わります。

○牧野委員長 児玉健次君。

○児玉委員 私は、昨年六月、櫻内議長を団長とする訪ソ議員団に参加して、イルクーツクとハバロフスクで、シベリアに抑留されてその地で亡くなられた方々の墓を訪れる機会がありました。厳しい寒さの中で倒れた方々の無念さ、そして祖国日本を暮らしている遺族の方々の思い、そういうのをかみしめた次第です。

先ほど網岡委員の質問もございましたが、多少重なるところがあるかもしれませんが、時間は八分で、端的に聞きますから手短にお答えいただきます。

厚生省は、昨年シベリアで最初の遺骨収集を行いました。五十六体の遺骨が祖国に戻ってきたわけですが、これは今後行へべき事業のまさに端緒だ、こう思います。いろいろ伺いますと、イルクーツクやハバロフスクで私たちが行ったところは、それはそれでよく整備されておりました。ところが、自然の林の中で遺骨が事実上散乱をしていて、早く収集をしなければ取り返しがつかないという箇所もかなりあると聞きますし、そして遺族の高齢の問題もあります。これを段階的に徐々に進めるといふのでなく、思い切った規模で短期間のうちに収集事業を進めることが必要だと思ひます。

先ほど厚生省は努力をお約束されておりましたが、今我々が知り得ている何十カ所の該当地域を大体何年間を目途にして収集事業をなさろうとしているか、そこをお答えいただきたいと思ひます。

○多田政府委員 私ども、緒についたばかりでございますので確定的なことをまだ申し上げる段階

ではないと思ひますけれども、私どもの腹づもりとして、できれば五年くらいのところでは何とかなしていききたいというふうな考えているところでございます。

○児玉委員 五年を目途にというのは、やはり一つの時間の設定ですから、それはそれで私は進めていただきたいのですが、来年皆さんがお考えになつてくる規模でいへば、五年間では終わらないのではないかと申すのですが、いかがですか。

○多田政府委員 何分昨年の秋にやつと話をまとめて第一次という格好で始めた状況でございますので、準備の都合等もございまして、直ちに大量のものができるといふふうにはなかなかないと思ひます。しかし、そういう気持ちで、できることからどんどん広げていくというつもりで対応していききたいというふうな考えております。

○児玉委員 厚生省が進めている遺骨収集事業、協力者として参加する場合の必要な旅費に対する国としての補助が三分の二だと聞いています。そして遺族の慰霊巡拝に参加される場合の国の補助は三分の一だと聞いています。そうであれば、昨年の例にとつた場合、協力者として遺族それぞれ個人負担が幾らになったか、平均で結構ですから答えていただきたいと思ひます。

○多田政府委員 遺骨収集の方で平均というのは、当たつてはいるかどうかわかりませんが、一応十二万程度、それから慰霊巡拝の方で二十五万前後ではないかというふうな思つております。

○児玉委員 このところは再検討していただきたい問題なんです、その遺骨収集の協力者に対して三分の二を国が負担する、そして慰霊巡拝の場合は三分の一というのは随分以前からの、南の方の遺骨収集事業、言つてみればそれ以来の流れだと聞いております。例えば千島に対する旧島民の墓参、これはどういふ仕掛けになつているかといひますと、昨年の例に挙げれば、運輸省の航海訓練所の青雲丸を国が無償で提供してゐる。そし

て六泊七日、その日程の間の経費は北海道で独自に予算措置をしています。だから参加する方は、それぞれが所在している場所から船に乗船する根室までの国内旅費を負担すればいい。それも国の御努力で根室で研修会をやるといふことにして、それこそ長い間の流れである国内旅費の三分の一も国が出すというふうになつております。

それと比較してみれば、この厚生省がなさつてい事業に参加する方々への国の補助というのが余りに手薄いのではないかと申すのです。再検討を求めたいのですが、いかがですか。

○多田政府委員 北方墓参における船費等につきまして、元島民が北方領土へ自由に往来できないというふうな特殊な事情にかんがみて、国所有の船舶を北海道庁が行う事業に提供したという事情なのだといふふうな私ども聞いておりました、私どものしている事業と少し性格が異なるのかなという感じがいたしております。

それで私どもの仕事は、一応国と御遺族の方々あるいはその団体、そういったものと力を合わせて進めていききたいという気持ちでございまして、現在のところ、現状のようなシステムになつておるといふことでございまして。

○児玉委員 この点は再検討を改めて求めておきましょう。

最後に、総理府に来ていただいていると思ひます。全国強制抑留者補償促進協議会、これはちよつと断つておきますが、財団法人全国強制抑留者協会とは別個のもので、この運動団体は、要求が基本的に突つたといふことで、現在実態的には活動をなさつていないと聞きますが、どうですか。イエスカノーかで答えていただきたい。

○井上説明員 ちよつと聞き取れなかつたのですが、補償協議会の方がどういふことでございまして、財団法人の方ですか。

○児玉委員 いや、全国強制抑留者補償促進協議会の方です。財団法人とは違ひます。

○井上説明員 今お示しの団体は総理府と直接関係はないと思ひますので、今動いているか動いて

いないか、確答的なことを申し述べるのはちよつとでかかぬ状態でございます。

○児玉委員 昨日、皆さんの担当者から、このところ会費も徴収しておらないし、活動は実態的に停止をしているというふうに向つていますが、昨日の御説明はうそだったのですか。

○井上説明員 お話しのは全国抑留者補償協議会でございます。

○児玉委員 全国強制抑留者補償促進協議会、運動体です。財団法人ではない。

○井上説明員 ちよつと今正式な名称が手元にございませぬが、抑留者の関係の要求団体が幾つかございませぬ。そのうちのひとつのことかと思ひますが、どの団体のことかちよつと特定がいたしかねますので、お答えは差し控えていただきますかと思ひます。

○児玉委員 略称を相沢協議会とかいろいろ言われているのです。

そこで申し上げたいのですが、平和祈念事業特別基金の活動についてです。九〇年五月二十九日の参議院内閣委員会の審議で、私どもの吉川春子参議院議員から、特別基金の活動について、全シベリア抑留者のために活動ができるようなそういう体制、そういう内容にするように強く要望しておきます。こう述べました。この要望が現在どのようになっているか、皆さんがどのようにこの要望にこたえたか、具体的にお答えいただけますか。

○井上説明員 ただいま御指摘の吉川先生のやりとり、手元にございませぬが、恐らくそのときの議題は、先ほどの財団法人の中に特別慰養基金という基金が設けられております。この特別慰養基金による事業に関連してのお話ではございませぬか。

○児玉委員 平和祈念事業特別基金です。

○井上説明員 基金自体の活動ということですが、基金自体の活動でございますれば、基金ではいろいろな事業をやっておりますけれども、シベリ

アに関連しましては、六十三年に基金ができましたから、抑留者御本人あるいはその遺族の方々に書状と銀杯とを贈呈いたしまして、御苦勞されたことに對する国としてのお気持ちを示すという事業をやっております。

これにつきましては、現在四年目、今年度で五年目を迎えておりますが、それらの申請に對して……

○児玉委員 そのことを聞いていないのじゃない。全抑留者を対象にして公平公正にやっていると聞いているのです。

○井上説明員 はい。今御説明しようと思ひましたのは平和祈念事業特別基金でございますが、ここでやっております一番大きなシベリア抑留者の方々に対する事業は、書状贈呈等の贈呈事業でございます。それは、御本人から基金へ直接請求していただいて、一定の審査をした上お送りするという業務をやっておりますが、これにつきましては、御指摘のように申請を踏まえまして、その方が抑留者であるかないか事実確認をいたしておきまして、その結果を踏まえて贈呈その他の措置をやっているということでございます。

○牧野委員長 児玉君、質疑時間が過ぎておりますので簡潔に、答弁する方も簡潔にお願いいたします。

○児玉委員 承知していたします。簡潔にいたします。

シベリア抑留者に対して、基金がすべてを対象にしてやるといふ点でどうしているかというのをきのう私は質問すると言つてゐるのに、あなたの答えは全く見当外れで、その点では是正を、すべての抑留者を対象にした公正な運営を改めて要望して、質問を終わります。

○牧野委員長 以上で本案に對する質疑は終局いたしました。

○牧野委員長 この際、本案に對し、栗屋敏信君から修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。栗屋敏信君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に對する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○栗屋委員 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に對する修正案につきまして、自由民権党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案において「平成四年四月一日」となつてゐる施行期日を「公布の日」に改め、平成四年四月一日から適用することでありませぬ。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○牧野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○牧野委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に付するものでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、栗屋敏信君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○牧野委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○牧野委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○牧野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○牧野委員長 第百十八回国会、内閣提出、医療法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。山下厚生大臣。

医療法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○山下閣務大臣 ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

我が国の医療は、昭和二十三年に制定された医療法の基本的な枠組みのもとで、供給の総量としては、基本的に充足を見るに至りました。

しかしながら、二十一世紀を十年後に控え、人口の高齢化、医学医療の進歩、疾病構造や患者の受療行動の変化等に対応していくため、医療提供の枠組み自体を見直していくことが求められております。

こうした状況を踏まえ、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目指し、医療を提供するに当たつての基本的な理念を提示するとともに、医療を提供する施設をその機能に応じて体系化していくための必要な措置等を講ずることとし、この法律案を提出した次第でございます。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、医療提供の理念等に関する規定の整備であります。医療は、生命の尊重と個人の尊厳の

保持を旨とし、医師と患者の信頼関係に基づき、疾病予防等を含む、良質かつ適切なものでなければならぬこと、また、医療を提供する施設の機能に応じ、在宅を含む適切な場所で効率的に提供されなければならぬことを明示いたしてあります。あわせまして、この理念に基づき、国、地方公共団体及び医療の担い手等の責務を規定いたしております。

第二は、医療施設機能の体系化であります。現実に進みつつある医療施設の機能分化に対応するとともに、国民の適正な受療機会を確保するため、高度な医療を提供する特定の医療施設として特定機能病院を制度化し、また、長期入院を要する患者にふさわしい医療を提供するため、一般病床中に療養型病床群の制度を設けるものであります。また、理念等の規定の創設にあわせ、老人保健施設について、所要の規定の整備を行うこととしております。

第三は、病院等の業務の外部委託に関する規定の整備であります。検体の検査や医療器具の滅菌消毒などの業務が院外に委託される場合にも院内と同様の水準を確保しようとするものであります。第四は、医療法人の行い得る業務の範囲として、疾病予防のための施設の設定を規定するものであります。

第五は、医療等に関する広告規制の見直しであります。医療を受ける国民に対して必要な情報が提供されるよう、一定事項の院内表示を義務づけるとともに、院外で広告できる事項及び方法を関係者の意見を聞いて定めるものとございます。また、医学医術の進歩に柔軟に対応するため、広告できる診療科名を学術団体や医道審議会の意見を聞いて、政令で定める事項とすることとしております。

この法律の施行期日は、基本的理念の規定や医療法人の業務範囲の規定に關しましては、公布の日といたしておりますが、それ以外の部分につきましては、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、施行することといたします。

といたしております。以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決賜らんことをお願い申し上げます。

○牧野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。つきましては、議長に対し、委員派遣承認の申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○牧野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。なお、派遣地、派遣の日時、派遣委員の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○牧野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。次回、来る十七日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後三時三十四分散会

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 正する法律 (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正) 第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、六五、九〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		五、二一七、〇〇〇円	
第二項症		四、三四七、〇〇〇円	
第三項症		三、五八一、〇〇〇円	
第四項症		二、八三三、〇〇〇円	
第五項症		二、二九三、〇〇〇円	
第六項症		一、八五三、〇〇〇円	
第一款症		一、六八九、〇〇〇円	
第二款症		一、五三六、〇〇〇円	
第三款症		一、二三三、〇〇〇円	
第四款症		九九二、〇〇〇円	
第五款症		八七七、〇〇〇円	

第八条第二項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「十二万六千円」を「十三万二千円」に、「十八万八千円」を「十九万八千円」に、「十八万円」を「十九万八千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	五、五五〇、〇〇〇円	
第二款症	四、六〇四、〇〇〇円	
第三款症	三、九五〇、〇〇〇円	
第四款症	三、二四五、〇〇〇円	
第五款症	二、六〇二、〇〇〇円	

第八条第二項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二、七八四、一〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		三、九七七、三〇〇円	
第二項症		三、三一七、四〇〇円	

第三項	症	二、七四一、七〇〇円
第四項	症	二、一七三、二〇〇円
第五項	症	一、七六七、四〇〇円
第六項	症	一、四三三、一〇〇円
第一款	症	一、三〇一、九〇〇円
第二款	症	一、一八五、〇〇〇円
第三款	症	九五二、七〇〇円
第四款	症	七六九、八〇〇円
第五款	症	六七七、二〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款 症	四、二三〇、六〇〇円
第二款 症	三、五一〇、三〇〇円
第三款 症	三、〇一〇、五〇〇円
第四款 症	二、四七三、五〇〇円
第五款 症	一、九八四、六〇〇円

第二十六条第一項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「百七十七万七千円」を「百七十七万二千四百円」に改める。

第二十七条第二項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「四万二千円」を「五万三千三百円」に、「百七十七万七千円」を「百七十七万二千四百円」に、「百三十五万二千七百円」を「百四十万五千四百円」に改め、同条第三項の表中「四一四、三〇〇円」を「四三三、一五〇円」に、「三三七、八〇〇円」を「三四二、三五〇円」に、「二二四、〇〇〇円」を「二三四、五五〇円」に改める。

第三十二条第三項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「四万二千円」を「五万三千三百円」に改める。
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正す

法律の一部改正

第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「五万四千円」を「六万六千円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「四万二千円」を「五万三千三百円」に改める。

附 則

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

理 由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「平成四年四月一日」を「公布の日」に、「施行する」を「施行し、第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定、第二条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定及び第三条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の規定は、平成四年四月一日から適用する」に改める。

医療法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律
第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「なす」を「行う」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「なす」を「行う」に改め、同条を第一条の五とし、第一条の次に次の三条を加える。

第一条の二 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師その他の医療の担い手と医療を受ける者の信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

2 医療は、国民自らの健康の保持のための努力を基礎として、病院、診療所、老人保健施設その他の医療を提供する施設(以下「医療提供施設」という。)、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能に応じ効率的に提供されなければならない。

第一条の三 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。

第一条の四 医師、歯科医師その他の医療の担い手は、第一条の二に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

2 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連係に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療に関する情報を他の医療提供施設において診療に従事する医師又は歯科医師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用させるよう配慮しなければならない。

第二条の前に次の一条を加える。
第一条の六 この法律において、「老人保健施設」とは、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による老人保健施設をいう。

第七條の二第三項中「老人保健法昭和五十七年法律第八十号」の規定による老人保健施設(以下「老人保健施設」という。)を「老人保健施設」に改める。

第四十二条中「左に」を「次に」に改め、第五号

を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体運動をいう。次号において同じ。)を行わせる施設であつて、診療所が設置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生大臣の定める基準に適合するものの設置

六 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生大臣の定める基準に適合するものの設置

第五十二条第一項中「収支計算書」を「損益計算書」に改める。

第六十八条中「法律第八十九条」を「法律第八十九号」に改める。

第二条 医療法の一部を次のように改正する。

第一条の五中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において、「療養型病床群」とは、病院の病床(第七条第二項に規定するその他の病床に限る。)のうち一群のものであつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を収容するためのものをいう。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 病院であつて、次に掲げる要件に該当するものは、厚生大臣の承認を得て特定機能病院と称することができる。

一 高度の医療を提供する能力を有すること。

二 高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること。

三 高度の医療に関する研修を行わせる能力を有すること。

四 その診療科名中に、厚生省令の定めるところにより、厚生省令で定める診療科名を有すること。

五 厚生省令で定める数以上の患者の収容施設を有すること。

六 その有する人員が第二十二条の二の規定に基づく厚生省令で定める要件に適合するものであること。

七 第二十一条第一項第二号から第十三号まで及び第十五号から第十七号まで並びに第二十二号の二第二号、第五号及び第六号に規定する施設を有すること。

八 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二号の二の規定に基づく厚生省令で定める要件に適合するものであること。

2 厚生大臣は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 特定機能病院でないものは、これに特定機能病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

第七条第一項中「ものを」を「者」に改め、同条第二項中「病床数」を「療養型病床群を設けようとするとき、若しくは病床数、療養型病床群に係る病床数に」、「省令」を「厚生省令」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 特定機能病院の開設者は、厚生省令の定めるところにより、業務に関する報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 病院又は診療所の管理者は、厚生省令の定めるところにより、当該病院又は診療所に関し次に掲げる事項を当該病院又は診療所内に見やすいよう掲示しなければならない。

一 管理者の氏名
二 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
三 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間
四 前三号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

2 助産所の管理者は、厚生省令の定めるところにより、当該助産所に関し次に掲げる事項

を当該助産所内に見やすいよう掲示しなければならない。

一 管理者の氏名
二 業務に従事する助産婦の氏名
三 助産婦の就業の日時
四 前三号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

3 厚生大臣は、前二項の厚生省令を定めようとするときは、あらかじめ、医療審議会の意見を聴かなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産婦の業務又は患者、妊婦、産婦若しくははじよく婦の収容に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 特定機能病院の管理者は、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 高度の医療を提供すること。
二 高度の医療技術の開発及び評価を行うこと。
三 高度の医療に関する研修を行わせること。

四 第二十二号の二第三号及び第四号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

五 当該特定機能病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生省令で定める者から第二十二号の二第三号又は第四号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生省令で定めるものを閲覧させること。

六 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。

七 その他厚生省令で定める事項

第十七条中「前四条」を「第十三条から前条まで」に、「の外を」のほかに、「はじよく婦」を「はじよく婦」に、「省令でこれを」を「厚生省令で」に改める。

第二十一条第一項中「省令の」を「厚生省令の」に改め、同項第一号中「省令をもつて」を「療養型病床群を有しない病院にあつては、厚生省令で」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 療養型病床群を有する病院にあつては、厚生省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦及び看護の補助その他の業務に従業者

第二十一条第一項第六号中「エックス線」を「エックス線」に改め、同項第十六号中「省令をもつて」を「厚生省令で」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 療養型病床群を有する病院にあつては、機能訓練室

第二十一条第二項中「前項第一号」の下に「又は第一号の二」を加え、「省令」を「厚生省令」に改める。

第二十二号の次に次の一条を加える。

第二十二号の二 特定機能病院は、第二十一条第一項(第一号、第一号の二及び第十四号を除く。)に定めるもののほか、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 厚生省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者
二 集中治療室
三 診療に関する諸記録
四 病院の管理及び運営に関する諸記録
五 前条第一号から第五号までに掲げる施設
六 その他厚生省令で定める施設

第二十四条に次の一項を加える。

第二十九条第一項中「左の各号の一」を「次の

厚生大臣は、次の各号のいずれかに該当す

一 特定機能病院が第四条の二第二項各号に

三 特定機能病院の開設者が第二十四条第二

厚生大臣は、前項の規定により特定機能病

第三十条第一項中「第二十四条」を「都道府県

は」に、「都道府県知事の」を「その」に、「吏員

「処分をする」に改め、同条に次の一項を加え

一頁寫二號 軍三委員 參議 吳二號

第六十九条第一項中「如何なる」を「いかなる」

を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四

三 次条第二項の規定による診療科名

二第二項第四号に掲げる事項

厚生大臣は、適正な医療を受けることがで

内容に関する基準を定めることができる。

め、診療に関する学識経験者の団体の意見を

きは、あらかじめ、医療審議会の意見を聴か

「方法が第四項の規定による定」を「方

三

前条第一項第二号の規定による診療科名

第七十条第三項中「第一項第三号」を「第二項

ては、あらかじめ、」に改め、同項を同条第四

名であつて当該診療に従事する医師又は歯科

する學術団体及び医道審議会の意見を聴かな

改め、同項第三号中「業務に」を「常時業務に」

第七十一条第一項に次の一号を加える。

きることを確保するため、前項第六号及び第

第七十一条第三項及び第四項を削り、司条第

二、同項を同条第三項とする。

第十一卷第三回末に、第五

くは第五項」を「若しくは第三項」に改める。

で」を「から第十六号まで」に改め、「第五号ま

よる揭示を怠り、又は虚偽の揭示をした者

(施行期日)

二条までの規定は公布の日から起算して一年を

第二条 第一条の規定による改正後の医療法（以

規定する書類について適用し、医療法人の同目

(第一條の規定による改正) 半導体関係法律の一

第五百八十六條第二項第五号中「第一條の二

四條 公立義務教育者学校の学級編制及び教職

第一、第二の二音を以てのよき組合せとする

第八条第三号中「第一条の二」を「第一条の五」に改める。

第五条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第一条の二第二項」を「第一条の五第一項」に改める。

第六条 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「第一条の二第二項」を「第一条の五第二項」に改める。

第七条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「第一条の二第一項」を「第一条の五第一項」に改める。

第八条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第一条の二第一項」を「第一条の五第一項」に改める。

第九条 第二条の規定の施行前の準備

第九号 第二条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新法」という。)第十四条の二の厚生省令の制定又は第六十九条第一項第九号に掲げる事項若しくは同条第二項に規定する基準の設定については、厚生大臣は、第三条の規定の施行前においても医療審議会の意見を聴くことができる。

2 新法第六十九条第一項第九号に掲げる事項の案又は同条第二項に規定する基準の案の作成については、厚生大臣は、第二条の規定の施行前においても診療に関する学識経験者の団体の意見を聴くことができる。

3 新法第七十条第一項の政令の制定については、厚生大臣は、第二条の規定の施行前においても医学医療に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴くことができる。

部改正

第十条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百条第六項中「行なう」を「行う」に、「第十九条第一項第四号、第二項及び第三項」を「第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第六十九條第一項第五号」に改め、同条第七項の表第七十三條第一号の項中「から第三項まで若しくは第六項」を「若しくは第五項」に改める。

第十一条 水源地域対策特別措置法の一部を次のように改正する。

別表第一中「第一条の五第二項」を「第一条の五第三項」に改める。

第十二条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、医療に関する理念等を規定するとともに、療養型病床群制度及び特定機能病院制度の創設、病院等の管理者が患者等に対し周知すべき事項の揭示の義務付け、医薬等に係る広告制限の緩和その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。